

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 11 月 12 日 (木) 午前 10 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 意見聴取のため出席を求めた参考人の氏名

かつまた 竜大 氏

1. 証言を求めるために出頭を求めた証人の氏名

松 永 鉄 兵 氏

1. 証人の補助者の氏名

木 曾 裕 氏

1. 会議に付した事件

(1)参考人に対する意見聴取

ア. 委員会として意見聴取すべき事項について

イ. 意見聴取

(2)証人尋問

ア. 委員会として尋問すべき事項について

イ. 補助者同伴の申し入れ

ウ. 尋問

(3)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について

(4)次回の開催について

会 議

午前10時開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 それでは、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題とし、調査を進めます。

本日は、10月22日の本委員会で決定したとおり、この後、かつまた竜大氏に対し意見聴取を、また、午後1時30分からは、地方自治法第100条第1項に基づき、松永鉄兵氏に対し証人尋問を行います。

○松井 努委員長 開会に先立ちまして、10月22日の百条委員会の折にですね、小泉文人証人が宣誓を拒絶した件についてを御報告申し上げます。

委員長において、本委員会の法的支援を行っていただいている本多弁護士に確認したところ、まず、後追いの宣誓を求めることができるかどうかについては、当該証言が既に行われてしまっている以上、できないとのことであります。

そこで、小泉証人が疎明した宣誓拒絶の理由が妥当なものかどうかについて、本委員会が判断することとなります。

同弁護士の見解によると、小泉証人による宣誓拒絶の理由は、直接的に、民事訴訟法第201条に規定されている宣誓を拒絶することができる事由、すなわち、尋問事項が「証人に著しい利害関係のある事項」に該当するものとはまでは思われな。しかしながら、本委員会における調査事項に照らすと、本尋問が小泉証人に「著しい利害関係のある事項」にかかわる尋問であることは、客観的には明らかであると考えられる。よって、小泉証人による宣誓拒絶の理由は、法的には妥当なものとは判断することになろうとのことであります。

以上でございますので、この件に関しましては御了解を願いたいと存じます。

○松井 努委員長 まず、かつまた竜大氏に対し、本委員会として意見聴取すべき事項についてを御協議願います。

本日の本委員会に、参考人としてかつまた竜大氏の出席を求めています。

同氏に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を意見聴取します。

意見聴取事項案については、招集通知とともに事前に配付してありますので、御意見を伺いたいと思います。——それでは、お諮りいたします。

本委員会として共通して意見聴取する事項は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって、原案のとおり決しました。

○松井 努委員長 それでは、これより意見聴取を行います。

かつまた竜大参考人に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

[かつまた竜大参考人 入室]

午前10時6分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

かつまた竜大参考人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

これより意見を求めることとなりますが、発言は、意見を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する重要な問題について、参考人より意見を求めるのでありますから、参考人の人権に留意することはもとより、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。

これより、かつまた竜大参考人から意見を求めます。

最初に委員長より、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員から御発言願うことにいたします。

それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した事項について、何点かお聞きいたします。

~~~~~

○松井 努委員長 まず最初に、政務調査費上の会派、社民・市民ネットについてであります。

政務調査費の受給に当たり、どのような経緯で5人会派、社民・市民ネットを結成したのかについてお伺いをいたします。

かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、それではお答えします。これは平成23年度のことかと思うんですが、平成23年度は改選の年でありまして、もともとは——改選前は社民・市民ネットというのは、私が代表、かつまた竜大が代表、そして湯浅止子議員、秋本のり子議員のですね、3人会派で活動をしておりました。それが改選前でしたが平成23年4月に選挙がありまして、1回会派が解体と言いますか、新たに会派をつくると、そういう形の中ですね、当然改選したら、湯浅さん、秋本さんとは一緒に会派を組もうねというお話はしてあったんですが、実はそこにですね、小泉文人議員がお1人、そして鈴木啓一議員がお1人というような会派の状況がありました——これはいわゆる政策上の会派ということですけども。

そういった中でですね、実際政務活動費が支給され始めるのは改選後すぐではないんですけども、実は議会事務局の方からですね、要は当時は政務調査費でしたけども予算を取っていると、それが1人会派の方に支給されないのはちょっとこれは困るというようなお話があって、何とか政務活動費上の会派として一緒に組んでもらえませんかというようなお話があったんですね。と言いますのは、これは政務調査費の条例ですが、今ございますように、政務調査費は2人以上の会派でないと支給されないということがあります。そういった中からですね、結果的にそういうこともありまして、私もね、当然、いわゆる少数であってもですね、やはり政務調査費は当然受け取るべき権利があると思っていると。その中で1人会派だからといって、政務調査費が支給されないのは問題があるなど、なおかつ議会事務局からのそういう話もあったので、結果的にその話を受けるような形になりまして、政務活動費上の会派ということで、社民・市民ネット、私、湯浅止子議員、秋本のり子議員、そして鈴木啓一議員、小泉文人議員がですね、5人の政務活動費上の会派を組むというこういう経過であります。

○松井 努委員長 次に、平成23年に実施したアンケート調査についてお尋ねをいたします。

アンケート調査は誰が企画をし、会派においてどのような話し合いがあったかについてお尋ねをいたします。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 まず、アンケート調査は誰が企画し、会派においてどのような話し合いがあったのかということですけども、そもそもですね、話し合

いというものはなかったんですね。まあ、先日、小泉文人議員の証人喚問のときにですね、小泉議員は5人で話し合ったということをおっしゃっておりますけども、そういった事実はございません。あと、そのときにですね、いわゆる庶務課の課長も来てと、まあ話し合ったということもありません。そういった意味では本当に政務活動費上の会派を組んでしまったことを、まあ、ちょっと後悔しているというか、まあ、失敗したなと思っているんですが、このアンケート調査に関しましてはですね、当初はですね、平成23年度なんで平成24年のですね確か1月ごろだったと思います。私もですね2011年と2012年の手帳はあるんですが、そこにいつですね、鈴木啓一議員からそういう話があったかは書いてなかったんですけども、私の記憶では平成24年、2012年の確か1月ごろだったと思うんですが、鈴木啓一議員のほうからですね、最初にかつまたさんアンケートやろうよというお話があったんです。ただ我々議員にとってですね、当然この2月議会を控えております。2月3月にわたって予算議会ですよ。だから一番大切な議会という中で、当然代表質疑もあるし自分の一般質問もある、かつ予算書もしっかり勉強しないといけないという中では、アンケートなどやってるような状況ではなかった、最初私1人に対してですね、鈴木啓一議員からそういうアンケートやろうよという話があったんですが、それはお断りをしたんです。ただ、ちょっとその辺の経過がはっきりしない部分もあるんですが、結果的にですね、私の記憶では秋本さんがちょっとお休みだったかと思うんですが、この3階の議会図書室に鈴木啓一議員がいて、小泉文人議員もいて、そこにですね私と湯浅さんが呼ばれて、改めて、アンケート調査をやろうよという話があったんですが、その場においてですね、私は断りましたし、特に湯浅さんは強く断ったと、そういう経過があります。ですので、話し合いというものは政務活動費上の会派においてですね、そういう話し合いは一切ありません。まあ、ということですね。はい。

○松井 努委員長 確認しますが平成23年度のアンケート調査についてお尋ねしておりますので、これについては話し合いはなかったということよろしいですか。

○かつまた竜大参考人 そうですね、はい。

○松井 努委員長 次に同じく、アンケート調査の企画について、具体的に誰と誰がどこでいつ話をしたかについて。また同席した人物がいたのかについてお伺いをします。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 そもそも、(1)でお伝えしましたように、まあ、私、湯浅

議員、秋本議員はお断りをしたわけであります。ですから、そもそも、その企画であったりとか、具体的に誰と誰がどこでいつお話をしたかとか、そういうことはなされておられません。ですので、5人ですね、私、湯浅議員、秋本議員、小泉議員、鈴木啓一議員のこの5人で話し合ったということはありません。図書室においてはですね、先ほどのお話をした図書室においてはですね、秋本議員はいなかったわけですし、私も湯浅さんもお断りをしたわけであります。さらには同席した人物ということで、議会事務局の庶務課長が同席をしたということもあります。それこそ私も湯浅議員も秋本議員も、アンケート調査は行われなかったと思っていたわけで、実は、ですからこのアンケート調査というのがですね、行われていた。なおかつそれに切手が購入されていたということを知ったのは、それこそ昨年、ある市民の方が監査請求をされました。まあ、その前にブログでいろいろ御自身がですね、情報公開請求をした中でわかったことをですね、ブログに書かれていたと、その中で、まあ、初めて私たちの会派の名前で切手が購入されていたことを知ったような次第であります。

**○松井 努委員長** はい、わかりました。結構でございます。

同じく23年度につきまして、アンケートについて政務調査費会派の代表として許可を出したことについて伺います。

かつまた竜大参考人。

**○かつまた竜大参考人** したがいまして当然、先ほどもお答えしましたように、このアンケート調査に関してはお断りをしておりますので、政務調査費会派の代表としてですね、許可を出したという認識はないと。まあ、それこそアンケートは行われていなかったと思っていた、そのような次第であります。

**○松井 努委員長** はい。次に(4)といたしまして、政務調査費がアンケート調査に使われた事実を会派代表として確認したことはありますか、お伺いいたします。

かつまた竜大参考人。

**○かつまた竜大参考人** この政務調査費がですね、アンケート調査に使われた事実を会派代表として確認したのはですね、それは昨年、平成26年、いわゆる市民のですね、の方のいわゆる情報公開請求、その後の監査請求の中においてですね、そのいわゆる切手の領収書であったりとか、印刷代のコピーというのを私も見させてもらって、それで初めてそういった事実を確認をしたということでありませ

**○松井 努委員長** 次に、アンケート回答用はがきとアンケートの調査報告書についてであります。

(1)番といたしまして、アンケートの回答用はがきの現物を見たことはありますか、お伺いをいたします。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 ですので、この、まずないということですね。アンケート回答用はがきの現物を見たことはございません。

○松井 努委員長 同じく、2番といたしまして、アンケート調査報告書の現物を見たことはございますか、お伺いいたします。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 これもありません。ないです。

○松井 努委員長 最後に(3)といたしまして、アンケート実施者に自身の名前が掲載されることは了承いたしましたか、お伺いいたします。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 これもですね、了承はしておりません。そもそも私の名前、湯浅議員の名前、秋本議員の名前がですね、あそこに掲載されているという事実を確認したのもですね、先ほど答えたいわゆる情報公開請求、さらには監査請求が起きた段階、昨年の平成26年の段階で初めて知った次第であります。また、そういった私の名前なり湯浅議員、秋本議員のですね、お名前が出ていたわけがありますが、私に対しても湯浅議員に対しても秋本議員に対してもですね、そういったアンケート調査がやっているとということで、市民の方から問い合わせが来たことなども一切ありません。以上です。

○松井 努委員長 はい。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは次に、各委員からの質問を行います。

委員におかれましては、意見を求める事項の範囲を越えないこと、また、持ち時間を守ることに留意を願います。

私のほうで時間をとめてもらいたいというような指示がありましたら、事務局のほうはとめてください。そうでなければ流していただいて結構でございます。

それでは、まず、創生市川からお願いいたします。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 それでは、今、共通の意見聴取事項でお聞きした部分は割愛させていただきますので、資料で言うと、2ページ目の1番、2番、3番、4番までは、今のかつまた参考人の話で理解をいたしましたので結構です。5番の個別外部監査以前に小泉議員に返納を促したことはあるのか、ここからお聞きしたい

と思いますけれども、個別外部監査が始まる前に、小泉議員にこのアンケートに関しての返納を促したことはあるのでしょうか。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。返納を促したっていうことは、お金のことを指しているんですか。政務調査費全般のかかった費用の返納を促したことがあるかっていうことですか。

〔稲葉健二委員「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。それではかつまた竜大参考人。

3ページの5番、(5)番ですね。

かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 個別外部監査以前に、ですから、まずこの個別外部監査というのは、去年の、ことしの改選前ということですね。

はい。返納を促したことはないです。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 それでは同じように今の内容に関して、個別外部監査以降に小泉議員に返納を促したことはありますでしょうか。

○松井 努委員長 かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 6番ですね。個別外部監査以降ですね。

これはですね、当然私は湯浅議員、秋本議員と同じ会派であったというそのときの話しですので、3人で打ち合わせ等しまして、やはり自分たちの会派の名前が出てますから、最終的にですね、ちょっと待ってください。時系列が、いずれにせよですね、改選後にですね、小泉議員と湯浅議員、私、秋本議員、4人でお会いしてます。で、その場で秋本議員のほうからですね、返すお気持ちはないんですかと、まあ、秋本議員からですね、代表として言ってもらった。その中で小泉議員は、まあ、確か返さないほうが良いというような判断、おっしゃって（松井 努委員長「返さないですか」と呼ぶ）うん、あの、返さないほうが良いと（松井 努委員長「返さないほうが良いと」と呼ぶ）おっしゃったはずですよ。ということで、返さないんだなということですね、まあ、理解したと。いずれにしろ、促した、それはだから促してはいます、当然。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 今に関してなんですけれども、まず話し合いが行われたのはいつというか、日にち何日というのは難しいかもわかりませんが、何月の何日ごろという部分と、今返さないほうが良いというお話しなんですけれども、それは本人がこのアンケートに関して返さないほうが良いんじゃないかということ

言ったってことですか。そこの話がちょっとよくわからない。ほうがいいって言うのは、そのときのかつまた代表に返さないほうがいいんじゃないかっていう意味ですかね。

○松井 努委員長 かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい。まず、時期はですね、今のこの百条委員会がつくられる前ですね。ですから、改選後にこの問題を当時の会派として、やはりきちんとさせたいと。まあ、そもそも、私、秋本議員、湯浅議員は全くそのアンケート調査をやるということは聞いていなかったわけですよ。で、それはまあ失礼だろうという話の中で、本来であればですね、こういう話は向こうからね、それは、ですから向こうからというのは、鈴木啓一議員であり小泉文人議員なんですが、お詫びをするなり事情説明するべきであろうと、そういう思いの中で、ですから返納をね、促したことはなかったんですが、これはやはりきちんとしないといけないということで、まあ3人で問い質したわけですが、そのときの小泉議員の答えは——ですからまあ、百条委員会がつくられる前でしたけども——返さないほうがいいと、まあ彼はどういう意味合いで言ったかそこまでは私わかりませんが、おっしゃっていたということですね。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 ありがとうございます。その辺が要するに外部監査が出て、指摘事項が出て、そのアンケートの実際こういうのが行われている、こういうのはあれだということで、私たちも知らなかったから返したほうがいいということで、3人の方が返すことを勧めたというふうな理解でよろしいですね。わかりました。

それでは7番のほうに移りますが、アのほうは共通事項のほうに入っているので、イのほう。政務調査費の支出について、一応支出伝票においては、代表者かつまた議員の印鑑と会計責任者の湯浅議員の印鑑が押されていた。支出伝票は確認をしています。これに対して代表の押印が押されているということは、それは代表者として支出を認めたという考えでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、この(7)のイですが、これは私は押していません。これもですね、まあ、小泉議員がですね、要するにですね、私は押していない。湯浅さんも押していません。で、結局ですね、まあ、議会事務局庶務課のほうで、押したんだと思うんですけども。私たちは一切知らないんですよ。その中で、小泉議員がですね、100条委員会がつくられた後にですね、要は、これはちょっと

言い過ぎかもしれませんが、私のですね副議長室に来られて、要は、やられたらやり返すということをおっしゃっていてですね、これは結局まあ、いわゆる議会事務局、当時のですね庶務課の課長なりが大変なことになると、私は基本的に職員を守る立場ですから、そういう中で、これはまあ、大変なことになるなどという思いがあったんですけども、いずれにせよですね、この押印というのは、押していないんです。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 わかりました。押してないということは、ただ職員のほうが勝手に、要するに印鑑を押すということは多分難しいことなので、例えば、直接押してなくても指示を、支出してよろしいでしょうかということを持ってきて、伺ったようなそういう形はなかったでしょうか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 そういったことも一切ありません。ですから、そもそもですね、私は切手を購入すること自体全くおかしいと思っていたので、まさか我が会派がね、切手を購入するなどは思っていなかった。もっと言えば、野々村、あ、言っちゃったけど、あの事件がありましたけれども、私、ツイッターでつぶやいたんですけど、要は切手を購入するのはおかしいだろうと、まあそういう思いでいました。切手を購入したとは当然許可もしてませんし、全く知らなかったとそういう状況であります。

○松井 努委員長 はい、ちょっと時計とめてください。

今一番大事なことがあるんですけども、この、代表が押印をしたという件については、今までの事務局あるいは議員の慣例みたいな、あるいは了承事項みたいなことがあったと思うんですが、この辺は事務局のほうではどのような認識を持たれているのか、お答えできる方がいたらちょっと答えていただけますか。

はい、事務局長。

○議会事務局長 よろしいですか。事務局長です。

ただいまの件ですけども、当時の職員ではないので具体的にそのやり取り自体を見てるわけではないのですが、一般的に事務局にそのような形でどなたかが政務活動費を使いたい、あるいは使ったのでということで書類をお持ちになった場合に、代表者印あるいはその経理責任者の判こがなければ、その経理責任者、代表者の方に了解をとっていますかということを確認した上で、書類をお持ちになった御本人がそれは了解をしてもらっているということ、御本人が言われた場合にのみ、事務局が預かっている判を押させていただくという、そういうケー

スはあるというふうに理解しております。

以上です。

○松井 努委員長 はい。ということは、必ずしも私たちも含めてですね、認印を事務局のほうに預けてありますので、事務局のほうとしては、きちんと確認を皆さんされてますねという確認をした上で、認印を押印を押しているという考え方でよろしいですか。

○議会事務局長 はい。委員長の言われるとおりです。

○松井 努委員長 はい。それでは再開いたします。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 わかりました。この件は結構です。

時間がなくなってしまうので、ウのほうの上のほう、1枚も見ることがないということを説明も受けてないことは、先ほどのお話して理解いたしましたので…（時間終了の合図）〔松井 努委員長「はい、続けてください。最後結構です。続けてください。時間はそのまま結構です」と呼ぶ〕先ほどのアンケートに関するその、ごめんなさいね、1のほうをやります。同会派のほうの3議員というのは、かつまたさん、湯浅さん、秋本さんというのは先ほど名前が出てきたので、これはこれで確認をさせていただきました。で、回答用はがきを1枚も見ることがないことも、今説明を受けました。結果なんですけども、アンケートに対してこういう結果に関する説明を、かつまた議員たちが求めたことはありますか。

○松井 努委員長 はい、最後にかつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 結果を求めたというよりも、そもそもアンケートをやっていないと、そういった報告も受けていませんでしたので、求めようがないということですね。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に、公明党。

はい、堀越委員。マイクお願いいたします。

○堀越 優委員 5ページの(1)番目ですね。

平成23年度に実施されたとするアンケート調査についてでございますけれども、こちらに記載させていただいたとおり、当初のですね、政務調査費の支給のために加わった小泉文人議員とですね、鈴木啓一前議員の2名に関しまして、当初アンケート調査のための政務調査費の使用についての取り決めは、取り決めについてですね、それは行ったのかについてお尋ねをしたいと思います。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、お答えいたします。したがいまして今までの説明
ですお話をしましたようにですね、小泉文人議員、鈴木啓一前議員に対しま
しては、アンケート調査をしないでくれということで断っていますので、そもそ
もそういう使用についての取り決めは行っていないということですね。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 はい、いいです。

○松井 努委員長 次に、自由民主党。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 ほとんどが、この小泉文人議員と鈴木啓一議員が許可なし
でアンケート調査をしたということになってると思うんですけど、それで間違い
ありませんか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 それではすいません。もう1度私も聞き直します。

どこの部分について、何年度の分についておっしゃってるんでしょうか。

〔佐藤ゆきのり委員「23年分」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 23年分ですね。

はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 ですので、もう改めていますが、私、湯浅議員、秋本議
員は——先ほどもお話ししましたようにですね、そのとき秋本議員は欠席をされ
ていたんですが、それこそ図書室でお会いしました。鈴木啓一前議員と小泉文人
議員と、で、アンケート調査をやりましょうということを言われたんですけども、
もういずれにせよですね、平成24年の2月議会——2月3日、大変忙しいという
中で、いいアンケート調査などはできるわけではないという思いがありましたから、
我々自身もですね、議員の役目として予算書もしっかり見ないといけないし代表
質問もしないといけない、かつ、私、湯浅議員はですね一般質問するという中で
ですね、そんな余裕はないということでお答えをしたわけでありまして。そういう
ことでいいですか。——はい。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 アンケートをやろうよということで、23年度のね、誘われ
たのは鈴木啓一議員から1人で来て1回言われたことのなんですか。それから、
小泉文人議員と鈴木啓一議員が2人揃っていて図書室に呼ばれて誘われたと、そ
の2回でよろしいですかね。確認です。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 ここはね、もう本当に記憶がもう4年も前の話ですので、ただ私が明確に覚えているのは、先ほどもお話ししましたように、最初は鈴木啓一前議員からですね、かつまたさんアンケート調査やろうよというふうに言われたと、あとそこは曖昧なんですけど、で、もう1つ明確にはっきり覚えているのは、その3階の議会図書室に私と湯浅議員が呼び出されまして、2人にですね、鈴木啓一前議員と小泉文人議員がそこにいらして、そこでまた話をしたんですけども、まあ断ったということだけはですね、はっきり覚えております。いずれにせよ、この2月3月という大変忙しい時期にですね、アンケート調査をやっても、いいアンケート調査はできないでしょうし、そういう思いがありましたんで、まあ、はっきりですね、断ったということですね。はい。

○松井 努委員長 はい、佐藤議員。

○佐藤ゆきのり委員 かつまた議員がですね、はっきりお断りしたということは確認できました。そのときに小泉文人議員とですね、鈴木啓一議員が、じゃあ2人だけでやるよというそういう了解というか、そういった申し出はなかったわけですね。その確認、最後の確認ですけどお願いいたします。

○松井 努委員長 かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 そこは、私と湯浅議員はお断りをしたということ、それ以降、お2人がですね、小泉文人議員と鈴木前議員がですね、どのようにお考えになったかというのはわかりませんが、本来であればですね、このアンケート調査っていうのは会派でやるものですから、まあ、アンケート調査やることは問題ないと思いますよ。日本共産党さんなどもですね、アンケート調査やっておりますから、そこは問題なんですけど、やはり会派としてやるべきであろうという思いがあって、もう打ち合わせなどもできないと、かつですね、何て言いますかね、実のあるものにはならないだろうと、そういう思いがありましたから、そこで2人がどう思ったか、判断したかというのは私ではわからないということですね。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

[佐藤ゆきのり委員「以上です。」と呼ぶ]

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に、日本共産党。

高坂委員。

○高坂 進委員 大体わかりました、全部。1点だけ質問します。

2ページ、上のほうの(5)、市民や支持者などから、アンケートについての問い

合わせや質問を受けたことがあるかどうかということです。まあ、6,000部ぐらい多分やってらっしゃるので、普通だと、それで名前もちゃんとかつまたさんの名前も載っているんで、こういうのやってるねみたいな、そういうのが普通はあるのかなという僕は感じがするんだけど、そういう点でこういうことがあったのかどうなのか聞かせてください。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、お答えします。

そもそもですね、このアンケートをやるということは、私も湯浅議員も秋本議員も認めていなかった、断ったわけでありまして。なおかつ、その書類といいますかね、あそこの印刷物にですね、私と湯浅議員、秋本議員の名前が載っているのを確認したのは、昨年、先ほどもお話をしましたように監査請求があっただけからというような状況なんです、あのような形で私を含めた3人ですね、かつまた、湯浅、秋本の名前載ってますが、3人のところに問い合わせや質問などは一切来ておりません。以上です。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

○高坂 進委員 わかりました。結構です。

○松井 努委員長 次に、無所属の会。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 1ページの、政務調査費上の会派、社民・市民ネットについての(2)ですね。会派のルールということです。

会派のルール——例えば私の会派ですと、新聞代とか携帯電話の通信費とか、今はなくなりましたが市内視察費みたいなものは、まあ、個人の管理で、会派全体でやるような会報の発行ですとか、折り込み代というものは、会派全員で協議をして同意をして支出をするということだったんですが、このあたりの会派のルールというのはどのようになっていたのでしょうか。

○松井 努委員長 はい、かつまた竜大参考人。

○かつまた竜大参考人 会派結成に際してということですが、そもそもこの会派というのは先ほどもお話をしましたが、あくまでも政務活動費上の会派ということで、いわゆる1人会派にさせないための会派ということですね。この会派のルールに関してはですね、実はですね、私の記憶ではですね、小泉文人議員は当初、ほとんど政務活動費使わないみたいなお話をされていたんですね。ちょっと鈴木啓一議員とは余りしっかりお話をできていなかったのは事実ですが、まあ、当然ですねその政務活動費を何に使うかって言いますと、まあやはり、まさに当時は

政務調査費という名前でしたから、やはりその我々が議会でですね、質問したりとか、あと自分の関心のある事項をですね、調べるためにある政務調査費というね、調査をするための費用という名目でしたから、基本的には書籍の購入であったりとか、文具であったりとか、あとは新聞であったりとか、そういったものが中心となるであろうと。で、まあ、小泉文人議員は、当初ね、平成23年度改選後はですね、議会事務局に対して、ほとんど私、小泉文人議員がそんな使いませんよみたいな話はしていて、確か議会事務局にもそういうような話をしていたらしいんですが、これも繰り返しになっちゃいますけども、やはり議会事務局としては予算としてとったものを、やはりきちんと政務調査費をですね、支給したいという中でこの会派結成だったんですね。ですので、そのようなお話もありましたので、この会派のルール、政務調査費使用に関するルールっていうのは、あくまでもですね、何というのかな、そういった大きな金額はですね、支出することはそんなにはないだろうという思いの中で、きちんとは決めておりませんでした。一方ですね、それこそ私と湯浅止子議員、秋本のり子議員はですね、その前の期においてはですね、3人で会報を出していたりしたんですが、実は会報をですね、出そうと考えたんですが、議会事務局のほうからですね、これは政務調査費上の会派では5人会派ですから、5人皆さんで共に出してもらわないと、5人連名の形でですね、でない認められませんよというようなこともありましたんで、平成23年度に関しましてはですね、会派としての議会報告を出すということを取りやめたという経緯もあります。ですから、私、会報出そうという話はですね、お2人、小泉文人議員と鈴木啓一前議員にはしなかったんですけども、当然それと同じようにですね、アンケートに関してもですね、当然5人みんなで作らないといけないものですから、当然それは、まあ、断ったと、ですので、何と言いますか、いずれにせよ、このルールに関しましてはですね、やり取りはですね、なかったんですけども、このような使われ方がなされるとは思っていませんでした。まあ、そういった意味ではほんとに、お2人をですね、会派にですね、交えてしまったことは、まあ、これはちょっと、よく考えるべきだったなど、そういう思いがあります。以上です。

○松井 努委員長 はい、越川委員。

○越川雅史副委員長 次に、2ページですね。上から4つ目の(4)、アンケート実施者に自身の名前が掲載されることは了承したのかということで、先ほど、了承していないということでした。まあ、これまでの御発言、質疑の中で、きっぱりと断ったのに知らない間に実施されていて、知らない間に名前が掲載されていた

と、今の発言ですと、5人全員の名前が載っていないとアンケートの支出ができないからということなので、アンケートの支出をするために、名前を勝手に使われてしまったということになるんだと思うんですが、その理解で間違いありませんか。3人の名前ですね。

○松井 努委員長 かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、今、副委員長がおっしゃられたような形でよろしいかと思えます。

○松井 努委員長 はい、越川委員。

○越川雅史副委員長 次に行きます。2ページの会計処理のところ、(1)ですね。調査関連費用の支出伝票を起票したのは誰かと、(2)の、じゃあ誰が押印したのかということで、これについてもこれまでの御発言、また議会事務局からの御説明も伺いましたので、もう1度確認をさせていただきますが、かつまた議員においては、承認はしていないと、議会事務局に印が預けられていると、議会事務局は支出の申請をしてきた人が、かつまた代表者と湯浅経理責任者の了承があるんですねということを確認して、確認すれば押印することがあるということですので、これお答えになれるかどうかわからないんですが、鈴木議員なり小泉議員がお2人から了解をもらっているということで、議会事務局に支出の請求をしたというふうに御認識されているということよろしいですか。

○松井 努委員長 それは参考人に聞いているんですか。

〔越川雅史副委員長「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 そうですね、今副委員長が聞かれたように——確認されたように、私も湯浅議員もですね、私が会派代表、湯浅議員は経理責任者ということですけども、一切、切手代の支出、認めていません。あとその印刷費の支出も認めていない、押印もしていません。そもそも、その支出があったこと自体知らなかったということで、結果的には今、副委員長がおっしゃったことを認めるということでもあります。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 今回はこれで結構です。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に、創生市川。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 それでは3ページのところの先ほどの続きで、個別にやってい

くことではなくて、もう1度再確認をさせていただきたいのは、先ほど返納に関しての質問をさせていただきたいんですけども、返納を、さっきのお答えで個別外部監査以前には返納を促したことはないというのは、お答えをいただきました。ただ1点、そこで気になっていたのは、その個別外部監査の前に年度の決算書が出ますから、例えば23年度の決算の全部、要するに自分の会派の書類は、当然代表として目を通さなければいけないことで、アンケートをやっていたことは、多分わかっていたのかなと思うんですけども——なぜこれを聞いているかという、返納を、アンケートがあって返納したのか、それともその後外部監査で出たから返納を促したのかということを確認したいんですけど。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。ちょっと時計とめてください。今までの中で参考人のほうは、このアンケートそのものを承知していなかったというふうに発言しておりますので、今の稲葉委員のほうの質問についてはですね、また同じようなことになりますので、それは余り、この際重要ではないような気がするんですがいかがでしょうか。はい、時計とめておいてください。

○稲葉健二委員 私たちの質問の下に、3番に、全額分の返納を促したとあるが、かつまた議員はどのような言葉で促したのかと、要するに返納を言ったということを知りたいんですけども、個別外部監査以降に返納を促したという形で、先ほどお答えもいただきました。だから、下の3ページの4、5にかかわる話なんですけれども。で、そのときに、聞きたいのは個別外部監査以前には促していないというふうに先ほどお聞きしました。ということは、そのときでも23年度、24年度、25年度の決算書は出てるわけですから、支出伝票は見てないはずがないことに——幾ら判こを押さないは別の話として、ということは、その段階でアンケートが行われたことは知ってたと理解していいと思っているんですけども、それだとその段階では返納を促さないで、個別外部監査が出たから返納を促したのかなってということだけを確認したいんです。

○松井 努委員長 はい、わかりました。じゃあ再開いたします。

かつまた参考人、答えられますか。

○かつまた竜大参考人 はい、委員長。お答えします。で、私のほうで確認しているのは、あくまでもですね、いわゆる何ていうんですか、項目ごとをまとめた形の物しか確認はしていません。要するに個々の、本を書籍何買ったかとか、どこ視察行ったかとか、そこは見てないんですよ。要するにほとんど1枚の紙に項目ごとにまとめてどーんと乗っかっちゃってますから、そこに明細は出てませんから、それは確認——まあ、できないし、まあ、何ていうんですか、ある程度の金

額はね、当然あったわけなんですけども、積み重ねればそれなりの金額になるでしょうし、ちょっとそこまでは、金額はそれなりにあったんだけど、それこそ5人会派ですから、5人まとめればそれなりの金額になりますんでね、そこまではわからなかったということです。以上です。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 なぜかという、多分、今参考人が言われているのは、例えば調査研究費って、大項目だけで何十万という項目だけだからわからなかったということで、逆に言うと、返納を促すっていうことは個別外部監査で中身まで細かく見えて、これは何だっと思ったから返納を促したっていう理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい。そのように捉えていただいてよろしいと思いますが、ただ、先ほどもお話をしましたけれども、そもそも私も、湯浅議員も、秋本議員も平成23年度においてアンケート調査をやってないと思っていたわけですね、それが結果的に平成26年の、ある市民の方による情報公開請求、ブログの書き込み、さらには監査請求という中で、その事実、なおかつ、そのいわゆる明細といえますか、切手代の領収書のコピーを見たり印刷費のコピーを見たりと、そういう中でわかったわけですね。ただ、本来私たちはそのように——私たちというのは湯浅さん、私かつまた、湯浅、秋本ですが——お断りをしたというにもかかわらず、アンケートが行われていたという中では、これはやはり、本来はですね、お2人が、小泉文人議員とですね、鈴木啓一前議員が説明に来るべきものではないか、で、もう、会派としてはですね、平成23年度だけで解消してますから、もうばらばらになってしまってますので、その説明はすべきではないかということで、結局促してはいなかったわけですね。そういうので先ほどの答えにつながります。以上です。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 わかりました。返納を促す内容的には理解いたしました。それで、そのときに最後の質問で、返納を促したときに、小泉議員はそれに対しての答えが返す必要はないということが、先ほどのことと言われた言葉はそれでよろしいのでしょうか。(松井 努委員長「あの、それ先ほど答えてますから」と呼ぶ)それはごめんなさい。言い直します。そうしたら3ページの4番の、小泉議員に切手購入全額の返納を促したとあるが、かつまた議員はどのような言葉で促したのかっていうことの含みでお話しいただければ。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた参考人 はい。これに関しては、それこそまた議会図書室を使ってですね、私かつまた、湯浅議員、秋本議員がお呼びしてですね、小泉文人議員——鈴木啓一議員はいらっしゃらないんで、前議員はいらっしゃらないんで、小泉文人議員をお呼びして、そこで、3人からですね、言い立てると何か一方的——何て言うんですかね、要するに3対1ですから、ですから、あのときには秋本議員からですね、そこを促していただいたというか、そこはそれこそ秋本議員がそのときの、いわゆる我々のですよね3人を代表して促して、まあ、促したということ。ただ、それに対して先ほど言ったようなお答えがあったということです。

○松井 努委員長 はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 わかりました、理解しました。基本的にその内容がこういうことであるということがわかって、促したということで、促したけど結果はこうなったという形で終了したというふうに理解します。以上で終わります。

○松井 努委員長 次に、民主・連合・社民。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 今までにいろいろな質問にお答えがあったんで、私の用意した質問はほとんどお答えいただいたんですが、幾つかだけ確認させていただきたいと思ってます。

今回の小泉氏、鈴木氏の企画したアンケート、承知していななかった、そして、ですから自分たちの名前がそこに載ることも知らなかったということだったと思います。ですから、支出の承認もしていないっていうのもわかりました。そして、その支出伝票の承認印を押していなかったということで、押していないとすれば、かつまた参考人は、では誰が、あるいはどういう方がこれを押したのかと今お考えでしょうか。

○松井 努委員長 伝票の押印のことを言っているのですか。

〔石原よしのり委員「伝票の押印です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 先ほどから言われてますけど、押印したとするならば事務局のほうでやっていると……。

〔石原よしのり委員「するならばと、まあ、事務局ですよ。かつまた参考人としてはどなたが押したのかと今考えていらっしゃるのか確認したいと思います」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい、支出伝票の承認印のことですが、私は押していま

せんし、湯浅議員も押しておりません。そもそも私、判こを見て、こんな判こは自分は使わないと思ったんですけども、そうすると結局、議会事務局の方が押したということしかないんでしょうかね。以上です。

○松井 努委員長 ちょっとお待ちください。ちょっと時計とめてください。今参考人……。暫時休憩いたします。

午前 11 時休憩

午前11時2分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

石原委員。

○石原よしのり委員 かつまた参考人としては、この代表印、誰が押したと思っているのかと、その認識を聞きたいんですが。

○松井 努委員長 かつまた参考人は、今まで以上の何か発言はありますか。誰が押したと思いますかって聞いているわけですね。かつまた参考人、答えられますか。

はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい。これは、ですから私は押してませんから、まあ、変にわからないですよ。

○松井 努委員長 はい、わかりました。ちょっと時計とめてください。

今までの質問と答弁の中です、会派で支出したときには、議会事務局のほうとしては申し立てをした人に対して、会派の代表なり会計の方のほうにきちんとその旨は伝えてありますねと、それをきちんと確認した上で、まあ、信用の世界ですから、今までの慣例も含めてそれはきちんと皆さんに、所定の手続を踏んで伝えてありますということにおいて、事務局のほうに皆さんが預けてある判こを事務局のほうは押したということですから、今、石原委員がおっしゃったように誰が押したかについては、ちょっとわからないと……。 (石原よしのり委員「結構です。そういう意味じゃなくて、例えば小泉文人さんが押したとかね、鈴木さんが押したんじゃないかって」と呼ぶ) それもないでしょう。(石原よしのり委員「だからどういうふうに思っただけの認識と……」と呼ぶ) それはわからないし、それはないと思いますよ。(発言する者あり) それはだって (発言する者あり) 今までの中で事務局のほうで預かっていた判こを、皆さんの了解のもとに承認が得たということで、事務局のほうは押したというふうに言っているわけですから、今、石原委員が言っているようにそれを小泉さんとか鈴木前議員が押したというよう

なことについての真偽もわかりませんし、多分それはなかったというふうに判断すべきであってですね、その質問はそれでよろしいですか。はい、再開いたします。

石原委員。

○石原よしのり委員 ですから認識ということで聞きたかった、結構でございます。

もう1つ最後の質問。私が用意したのが、年度末の会計を閉める際に、不適切な支出だと気づけなかったのかっていうのも、大項目を確認したということで、このアンケート調査を行ったこと、あるいはその切手を買ったことは、その時点では知らなかったと、こういうことでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 はい。先ほどもお答えしましたけども、結局個々の伝票は見ておりませんので、項目ごとにまとめていますから、なおかつ5人もおりますのでね、まあ、そこまでは発見はできなかったということです。

○松井 努委員長 はい、石原委員。

○石原よしのり委員 私の質問はこれで結構です。

○松井 努委員長 次に、公明党。

はい、宮本委員。

○宮本 均委員 今までで大体どういう支出されたのか良くわかったんですが、うちは1個しか出していませんけど、今までの似たような答弁の中で、ちょっとはっきりしない部分、あるんですけども、小泉議員に対し、あ、鈴木啓一議員ですね、すいません。相談があったときに、自分たちはやらないってことは言ったということはわかるんですが、その中でですね、しないでくれ、やっちゃだめですよとはっきり言ったのかどうか、そういった2つの答弁があるように思います。自分たちはやらないって言ったのは、はっきり僕も確認してますが、相手にやらないでください、これはだめですよってことをはっきり言ったのかどうか、この1点だけ確認させてください。両方の答弁が出てきてるんですね。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人、

○かつまた竜大参考人 私の記憶では、やらないでくださいというふうに言ったと思います。特にそこも、湯浅議員と私でお会いした平成23年度に、そのときに、特に湯浅さんが強くそうおっしゃったかと記憶しています。

○松井 努委員長 はい、宮本委員。

〔宮本 均委員「はい、結構です。」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 次に、創生市川。もういいですか——はい。

次に、公明党。よろしいですか——はい。

次に清風会であります、通告がございませんので、次に移ります。

次に、自由民主党。よろしいですか——はい。

次に、日本共産党——はい。

次に、無所属の会。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 2ページの(3)の、アンケート後の会派内での協議ということで。これも先ほど27年の6——話を創生さんの質問とかも総合すると、多分、平成27年の6月にかつまた議員、湯浅議員、秋本議員と小泉議員で話し合いを持ったと、先ほど、何かその後に副議長室でも話し合いを持ったというところがあったと思うんですが、ちょっと説明がよくわからなかったもので、もう1度、その後どのような、副議長室でどのような協議をしたのかお話しいただけますか。

○松井 努委員長 はい、かつまた参考人。

○かつまた竜大参考人 それはことしですね、結局ですね、百条委員会ができた後だったんですが、小泉文人議員が、私が副議長室にいて、そこに来られてですね、やられたらやり返すというふうに、小泉文人議員はおっしゃったんですね。そのときに引き合いに出されたのは、当時の、平成23年度の議会事務局の庶務課のね、課長の名前を出して、どうなるか、こう、何と言いますかね、彼がどうなるか、まあ、わかるだろみたいなことをですね、まあ、言ったわけですよ。結局ですね、私は先ほども言いましたけども、市役所ですね、職員を守る立場といえますか、職員組合のほうからもですね、支援されてますし、たとえ当時庶務課長の方であったとしましても職員なわけですからね、まあ、守らないといけないと、まあそういう思いを持ちました。ちょっとそういうふうに言われますと、これは困ったなという、どうしたらいいかなという、まあ、そういう思いをですね、強く思ったわけでありまして。あと、そうですね、そこはまた、やはり職員の皆さんがね、いろいろこう問題が波及してしまうと、非常に困るなど、そういうような思いを持ちまして、いずれにせよですね、まあ、小泉議員が、まあ、当初は我々がお願いに行ったときにはですね、返さないほうがいいと言いながら、結局彼は返したわけでありましてけれどもね、何と言いますか……（松井 努委員長「いいですよ、それで」と呼ぶ）いいですか、はい。すいません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 じゃあ、結構です。

○松井 努委員長 次に、維新の党・花の会。

三浦委員。

○三浦一成委員 はい、1点だけ。1点だけ確認をさせていただきたいと思いません。

会計処理についてので、ページ2ページの(2)番についてであります。支出伝票に、先ほど押印をしていないということだったんですけども、これは事務局に預けてるかつまた議員の印鑑が押印されていたということで、間違いはないんですか。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。先ほどからですね、判のことにつきましてもいろいろ話がありまして、三浦委員も知らない部分あるかもわかりませんが、預けたか、あるいは買っていただいたかは別問題といたしまして、議員が庶務のほうに認印を預けておくというのは今までの慣例ですので、先ほどの参考人の話の中で、最初はですね、そんな判こ見たことないような話もあったようなわけでありまして、それも踏まえて、もう1度再確認したいということでもよろしいですか。(三浦委員「じゃあ結構です。大丈夫です」と呼ぶ) いやいやいや、そんな私が制止するわけじゃなくてですね、じゃあいいですよ、もう1度。(三浦一成委員「再度の確認になっちゃうんですけど、それを含めて押していないとでよろしいということ……」と呼ぶ) 要するに、参考人が押していないかどうかを聞きたいんですか。

[三浦委員「さようです」と呼ぶ]

○松井 努委員長 じゃあすいません。最後に(「委員長」と呼ぶ者あり) ちょっと待ってください。

はい、かつまた参考人お願いいたします。

○かつまた竜大参考人 はい委員長、お答えします。押していません。以上です。

○松井 努委員長 何かありますか。よろしいですか。(「後ほど」と呼ぶ者あり) そうですか。

以上で、かつまた竜大参考人に対する意見聴取は終了いたしました。

かつまた竜大参考人には、長時間ありがとうございました。退室いただいて結構でございます。

[かつまた竜大 参考人 退室]

○松井 努委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午後 1 時30分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

まず、松永鉄兵氏に対し、本委員会として尋問すべき事項について御協議願います。

本日の本委員会に、証人として松永鉄兵氏の出頭を求めています。

同氏に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を尋問します。

尋問事項案については、招集通知とともに事前に配付してありますので、御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、お諮りいたします。

本委員会として共通して尋問する事項は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって、原案のとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、証人の補助者同伴の申し入れについてであります。

昨日11月11日に、松永鉄兵氏から「補助者同伴願」が提出されております。お諮りいたします。

松永鉄兵氏からの申し入れを許可することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 議事進行ですか。

〔石原よしのり委員「理由を述べていただけませんか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、石原委員。

○石原よしのり委員 小泉証人のときは理由をですね、補助者を連れてくるための、こういう目的でこういう理由でというのがあったと思うんですけども、今回についてはどのように言われているのでしょうか。

○松井 努委員長 暫時休憩します。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時33分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

お答えいたします。小泉証人のときには、補助者に、またその補佐をつけるというような案件だったんですね。ですから一応理由書をつけさせていただいた

ていうことでありまして、運営要領にのっとりまして、今指摘されましたことにつきましては、補助者を指定することについては特別理由をです、述べる必要はないということですので、御理解ください。

それでは再度、松永鉄兵氏からの申し入れを許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって、松永鉄兵氏からの申し入れは許可することと決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは、これより証人尋問を行います。

松永鉄兵証人に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時34分休憩

[松永鉄兵証人、補助者 入室]

午後 1 時35分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

松永鉄兵証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだとき

は、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に、著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

[全員起立]

○松井 努委員長 宣誓書の朗読を願います。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

平成27年11月12日

松永鉄兵

○松井 努委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

[松永鉄兵証人 署名捺印]

○松井 努委員長 全員、御着席願います。

~~~~~  
○松井 努委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、『政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査』に関する重要な問題について、証人より証言を求めるのでありますから、証人の人権に留意することはもとより、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。

これより松永鉄兵証人から証言を求めます。

最初に委員長より、所定の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは松永鉄兵氏ですか。

○松永鉄兵証人 はい。

○松井 努委員長 続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました、『確認事項記入票』のとおりで間違いございませんか。

○松永鉄兵証人 間違いありません。

○松井 努委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した共通事項について、何点かお聞きいたします。

~~~~~

○松井 努委員長 有限会社クアンに印刷を発注した点について。(1)クアンを知り、印刷を発注した経緯はどのようなものであったかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 松永鉄兵証人。

○松永鉄兵証人 クアンについてはですね、私と小泉氏との関係の中で、日々いろんなことを話をする仲であります。そうした中で小泉氏が、クアンという小泉氏と関係のある会社を日々使っているというお話を聞きました。で、私がアンケートを実施する段になってですね、その会社を利用できないかということ相談したことから、クアンに発注をするという流れになっております。

○松井 努委員長 次に(2)といたしまして、長形はがきを使用することは誰のアイデアであったかお答え願いたいと思います。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 長形はがきを使用することは、誰のアイデアでもありません。私が以前から、そのようなアンケートのやり方というのを知っておりましたので、クアンにお願いする際に、そのような形でやってくれというお話をさせていただきました。

○松井 努委員長 次に(3)といたしまして、印刷物の仕様の打ち合わせはクアン、あるいは三立工芸の、誰とどこで、何回ぐらい重ねたのかにつきましてお答えをお願いします。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 まず申し上げておきたいのは、当時私は、三立工芸の存在は、存じ上げておりません。あくまでもクアンと関係のある小泉氏に、小泉氏を信用

し全てをお願いをしたというところであります。打ち合わせについてではありますが、小泉氏と日々顔を合わせている中で、何をもって打ち合わせの1回というのかというところは、判断がつきかねるところではありますが、小泉氏にアンケートを作成するために必要なレイアウト、それから設問等をお伝えをしております。

○松井 努委員長 次に(4)といたしまして、小泉議員がクアンの取締役であったことについては知っていましたか。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 小泉議員がクアンと関係を持っている、もしくは仲の良い仲——好意にしている仲であるということは知っていましたが、取締役であるということは知りませんでした。

○松井 努委員長 次に5番目といたしまして、クアンは自社で印刷を行ってないことについては知っていましたか。

○松永鉄兵証人 存じ上げておりません。まして、自社でですね、アンケートをお願いするのに当たって、印刷を行っているかどうかということは問題ではないというふうに、当時から認識をしております。

○松井 努委員長 6番といたしまして、クアンはどのような事業を行っている会社と認識していたのか伺います。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 クアンは、イベント全般を請け負っている会社だというふうに聞いておりました。イベントの集客、それから印刷物の作成等々も含めてですね、イベント全般を請け負っているというお話を聞いておりましたので、そのようなふうに認識をしておりました。

○松井 努委員長 次に7番といたしまして、実際の印刷は三立工芸が行っていることにつきましては、知っていたかどうかについてお尋ねいたします。

松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げましたが、当時、私は三立工芸の存在を知りませんでした。

○松井 努委員長 8番目といたしまして、アンケートの回答用はがきの印刷を、いつクアン、あるいは三立工芸に発注したのかについてお伺いをいたします。

○松永鉄兵証人 アンケートの実施期間の前に発注をしたのは覚えておりますが、いつという具体的な日付については把握をしております。

○松井 努委員長 次に9番目といたしまして、刷り上がったアンケート回答用はがきは、いつどこで誰から受け取ったかについてお答えを願います。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 アンケート用回答用のはがきにつきましては、アンケート実施期間前に小泉氏から直接受け取りました。詳しい日時については把握しておりませんが、場所は市役所ないしは市役所の駐車場であったというふうに把握しております。

○松井 努委員長 次に10番といたしまして、クアンに対する支払いは、いつどこで誰に対して、どのように行ったのかについてお尋ねをいたします。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 クアンに対する支払いについては、政務活動費を事務局から受け取った後、詳細な日時は覚えておりませんが、日々小泉氏とお会いする中で、そのいつかのタイミングでお渡しをさせていただきました。

○松井 努委員長 次に11番といたしまして、クアンの誰からいつ領収書を受け取ったのかについてお尋ねをいたします。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 領収書については、小泉氏から受け取っております。

○松井 努委員長 最後に12番といたしまして、松永氏がクアンをその後のアンケートで使わなかったのはなぜかについてお尋ねをいたします。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 クアンをアンケートで使わなかった理由は、特にございません。ましてや使う理由というの也没有ありません。

○松井 努委員長 以上、私からの尋問の事項でございます。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、各委員からの尋問を行います。

委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないこと、尋問の持ち時間を守ることに留意を願います。

まず、発言順位1番の創生市川、2番の公明党であります。通告がございませんので、次に移ります。

それでは、発言順位3番の自由民主党。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは質問をさせていただきます。

クアンを知り、印刷を発注した経緯はどのようなものであったかという質問の中でですね、日々小泉議員とはいろいろな話をしているので、その経緯の中で有限会社クアンを知り、印刷を発注したと……。

○松井 努委員長 ちょっとすいません。ちょっとお待ちください。証人のほうからメモを取りたいというふうな——ちょっと時間をとめてください。メモを取りたいというようなお話がございましたけれども、委員長としては特別断る理由もないので認めたいと思いますけど、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それじゃあ結構でございます。すいません、再開いたします。
佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 日々いろいろな話をした中で、アンケートの印刷を依頼しようと考えた一番の趣旨っていいですか、そういったところはどういったところだったんでしょうか。クアンに印刷を頼もうとしたメリットといいですかね、あれば教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 あの、メリットというのは主観の問題ですからあれですけども、以前にも小泉氏がクアンを利用してやっているという事実を知っておりましたので、それで、じゃあそこには頼めるんだということで、頼ましていただいたというところになります。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 長形のはがきを使用することはですね、以前から使用されてたということで、そういうアンケートもですね、はがきの長形のちょっと珍しいはがきを御使用されていますけど、以前から使用しているということで、クアンのほうにも印刷を依頼したと思うんですけども、こういったレイアウト、それから設問等の打ち合わせは、全て小泉さんとだけ行っていたというような話の中で、小泉さんとだけ打ち合わせをしていたと、ほかの方と打ち合わせをしたことがあったのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 レイアウト等ですね、打ち合わせに関して、ほかの方とやったということはございません。小泉氏を全般的に信用し、小泉氏の経験を信じて小泉氏にお願いをしたというところであります。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 先ほどの質問の中でですね、小泉氏がクアンとの仲の良い関係であるということは知っていたけれども、役員であることは存じ上げなかったという回答ございました。その、発注するまでは、小泉さんと仕様の打ち合わせはしたけれどもクアンとの関係者ではないと意識していたわけですよ。そこ

をちょっと確認させてください。クアンの社員であるとは思っていなかったんですよね。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申しあげましたが、何らかの関係のある会社であるということは知っていましたが、それが役員なのか取締役なのか、あるいは株主なのか、何なのかということに関しては存じ上げておりませんでした。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 ということは、ちょっと確認でお伺いいたしますけれども、クアンの見積書、それは小泉さんのほうからは受領されたことはあるのでしょうか。その点お伺いいたします。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 見積もり等については一切いただいておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは見積もりなしに発注をしたということになりますが、価格の打ち合わせはどのような形でお決めになったのか、教えてください。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 価格については、小泉氏よりこのくらいの金額でできるというお話をいただいて、その金額でということで依頼をしました。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 これは発注されてからですね、市役所の駐車場で納品されるまでに、納期はどれぐらいの打ち合わせ、発注してからですね、納入日まで、大体、おおよそ覚えている期間で結構ですけども、何日ぐらいの印刷期間がかかったのか教えてください。わかれば教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 大変申し訳ございませんが、当時のこと、現時点では把握をしておりません。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。それではちょっと時計とめてください。初めてでございますので、できましたらお互いに通告書がございますので、ページ数と番号をですね、佐藤委員、言ってからお願いいたします。

再開いたします。

○佐藤ゆきのり委員 それでは(5)のですね、クアンから見積書、納品書、請求書は受領したのかという点の中で、最初に見積書のほうから確認をさせていただ

ております。（「19 じゃないの」と呼ぶ者あり）（松井 努委員長「最初5番からですね、はい。それで、5番の……」と呼ぶ）クアンから見積書、納品書、請求書は受領したのかという中でですね、この5番の中で、順序良く見積書から確認をさせていただいております。で、納品がされたということなんですけども、アンケートはがきの印刷物を受け取ったのは市役所の駐車場ということですが、そのときに一緒に納品書は受領したのかどうかを教えてください。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げましたが、見積書、納品書、請求書等の書類は、一切受け取っておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 金額を口頭だけで確認して、口頭だけでお金を支払ったということになるんでしょうか。確認のためお答えお願いいたします。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 当初は口頭だけですが、最終的には領収書をいただいておりますので、そこで金額の確認というのはさせていただいております。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 わかりました。見積書も納品書もないけれども、口頭で打ち合わせて最後にお金を払って領収書をいただいたということで、わかりました。クアンは自社で印刷を行っていたかどうかは知らなかったということで、先ほど回答がございました。これは小泉議員とのさまざまな話の中で、印刷をどこに依頼するとかそういう話は全く出なかったんでしょうか。仲のいい会社に頼んでいるという認識をされたということでお伺いしてますけども、具体的に会社名を、クアンからほかに発注していることを聞いたことはあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほどもお答えをしましたが、どこに発注してるか等は存じ上げておりませんし、当然ながら三立工芸の存在も存じ上げておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 小泉議員との話の中で、全面的に信用して印刷を依頼したということで、どこで印刷をしているかどうかは確認してなかったということが明確にわかりました。で、クアンはですね、イベント関係全般の仕事をしているということで、これ11番になりますけど、クアンの規模や従業員数等についてどのような認識を持っておられたのか、お伺いいたします。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 規模、従業員数等に関しては存じ上げておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 イベント全般の仕事をされているということをお話をされたということで伺っておりますけれども、具体的にそのイベントのですね、全般の内容を小泉議員から聞いたことはありますか。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 特にございませぬ。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは20番行きます。この刷り上がったアンケート回答用紙をですね、市役所の駐車場で受け取ったということをお伺いしておりますが、印刷物の検収はどちらでされましたか。開封してですね、印刷に問題があったかどうか、そういった検収作業はどこで、誰とやったのか教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 委員長、補助者に助言を求めたいのですが。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。(時間終了の合図)

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 佐藤委員のほうから駐車場というお話がありましたが、私、先ほどお答えの中で、市役所か市役所の駐車場であったと記憶をしておりますというふうにお答えをさせていただきました。そういう意味ではですね、どちらなのかということをお逆に確認をさせていただきたいなという……。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 市役所か市役所の駐車場ということをお伺いしておりますけれども、かなりの重さのある物だと思うんですね、はがき。ですから恐らく駐車場でお渡しになったのかなと勝手に思ったんですけど。記憶としてはその辺どちらか、どこで受け取ったかはっきり覚えてないわけですよ。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 どちらか——当時の大分前のことでありますので、どちらだったかというのは、詳細には記憶してございません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。その件だけです、その件だけ。もう時間は過ぎておりますから、その件に関してまだありますか。今の件に関して。

○佐藤ゆきのり委員 かなりの大きさだと思うんですね、箱でね。どこで受け渡しをされたか覚えてないっていうのは不自然だと思いますけれども、全然記憶

にないんでしょうかね。

○松井 努委員長 あの、記憶にないと言っておりますので。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 次に、発言順位4番の（「委員長」と呼ぶ者あり）はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ちょっとすいません。民事訴訟規則法規則第115条、質問はできる限り個別かつ具体的にしなければならない。②当事者は次に掲げる質問をしてはならない。ただし第2号から6号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合はこの限りでない。3、既にした質問と重複する質問。5、意見の陳述を求める質問。先ほどの参考人招致とあわせましても、重複している質問や意見の陳述を求め——先ほどの佐藤委員の質問は、意見の陳述を求める質問に該当する恐れがありますので、委員長のほうから重複している質問か、意見の陳述を求める質問かどうかの精査をお願いした上で、証人喚問の継続をよろしく願います。

○松井 努委員長 ただいま鈴木委員のほうからそのようなお話がございましたので、委員長といたしましては十分留意して進めてまいりたいと思います。

次に、発言順位4番の日本共産党。

高坂委員。

○高坂 進委員 まず1番ですけれども、経緯の中で、小泉氏に自分のほうからお願いをしたというふうにおっしゃっていますけれども、その前に、こういう仕事をしているということは聞かされていて、自分のほうからということで、小泉さんのほうからではなかったということを確認したいんですが。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 この点の質問に関してもですね、先ほどのお答えのとおりでございます。ぜひとも委員長においては、お取り計らいをいただきたいなというふうに思いますが、あえてお答えをいたしますと、私のほうから小泉氏のほうに依頼をさせていただいています。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

○高坂 進委員 はい、次に(4)で聞きたいと思います。

クアンとの打ち合わせ、小泉氏とということでしたけれども、具体的に言うとなら何回これが、領収書を渡すまで何回来たのか。それと校正するときには、小泉さんとどういうふうに行ったのか。このところ。

○松井 努委員長 それも冒頭私のほうから聞きましてですね、私が聞いた話の

内容では、日々話をする中で何回か話をしたと、打ち合わせをしたというようなことなんですね、それ以上の何か聞きたいことがありますか。

○高坂 進委員 校正、実際にできた、出てきたものに対して校正をしなければいけないということになると思うんですけど、それはどういうふうにしたんですかっていうことを聞いているわけです。

○松井 努委員長 ちょっと質問の仕方が違うと思うんですが、校正について話し合いをしたかどうかということについて、お答えいただきたいと思います。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 あくまでもですね、お願いをしたのは、アンケートの回答用の用紙であります。この目的を実施、達成できればいいものであるわけで、写真があったりですね、図があったりとかかっていうものではありません。そういう意味では、大体のレイアウトと設問は、こちらのほうからお伝えをしております。それに基づいてつくっていただいたということになります。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 今の確認をしますけど、校正はやっていないという、そういうことなんでしょうか。

○松井 努委員長 確認ですが、はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 何をもって校正と言うのかにもよりますが、レイアウトと項目は私のほうから伝えて、それに基づいてつくっていただいたということでもありますし、上がってきた物に相違はなかったということでもあります。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

○高坂 進委員 出したのは自分だからという……、要するに字の間違いがあったり、字の大きさとかそういうのがいろいろあるでしょうから、そういう点での校正というのはやらなかったんですかと僕は聞いているんですけど、それもやらなかったというふうに理解をします。

それで、じゃあ次に行きます。

小泉議員が、クアンの取締役であることは知らなかったというふうにおっしゃいました。で、知らなかったけどもクアンに発注をしてますけども、この間クアンとの打ち合わせとか何とかも、全部小泉氏としかやってないんですけども、クアンの人と1回も出会わないというのは、おかしいという感じはしなかったでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 委員長、今の質問は主観に基づいた、おかしいという主観に基

づいたですね、質問ですので私のほかからは答えられないというふうに、委員長においてお取り計らいをいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 まあ、要するに小泉さん以外、クアンの関係者の中で、小泉議員以外とは1度も会ったことがないからということによろしいですか。それについてはお答えできますか。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほどもお答えをしたとおりでございます。小泉氏を全面的に信用し小泉氏に依頼をしました。

○松井 努委員長 ということでございますので、小泉議員以外と会っていないということですね。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 それじゃあ8番。(8)ですけど、クアンが自社で印刷を行っていないことを知っていたかということに対して、これは知らないというふうにお答えをいただきました。そこでちょっと聞きたいんですが、小泉氏はこの証人尋問の中で、要するに三立さんのほうは高かったの、それを安くするようにクアンの領収書を使ったんだというふうな証言をなされてると思いますけれども、そうするとですね、クアンのほうが安くやっているという、そういうことも知りませんでしたでしょうか。

○松井 努委員長 ちょっと待ってくださいね。ちょっと時計とめてください。確かにですね、小泉さんの発言の中においては領収書のやり取りはクアンがなんで領収書を切ったのかという中で、実際の三立工芸さんのほうに依頼した中では金額が高くて、政務活動費の中の枠を超えてしまうので、クアンが領収書を切ったというような説明だったと思うんですが、その件と松永議員がですね、その件を承知していたのか、いなかったのかというようなことについては、今回のこの通告、あるいは中でですね……、すいません、そういったことで、じゃあ再開いたします。

松永証人、今高坂委員の質問について答えることはできますか。

松永証人。

○松永鉄兵証人 通告外だというふうには思いますが、先ほども申し上げたように、私は当時、三立工芸の存在を知りませんでした。

○松井 努委員長 はい。ということでございます。

高坂委員。

○高坂 進委員 じゃあ、そういうふうになっているということも知らなかった

ということで理解をします。

次ですけれども、ちょっと今との関係で25番、(25)番。ちょっと聞きますけども、松永さんがクアンをその後のアンケートで使わなかったのはなぜかというのですが、今言ったものの関係で言えば、多分ほかよりもきっとクアンのほうが安いのではないかというふうに私は思うんですが、そういう点で、安いという感じがあったのかどうなのかということと、それで何で使わなかったのか、多分安いという感じが僕はするんだけど、そこらあたりはどうなんでしょう。

○松井 努委員長 それは先ほど委員長が聞いた段階です、その理由を聞いたところ特にありませんという回答でございましたので、それ以上の回答はないのではないかと思いますので（「誘導尋問ですね」と呼ぶ者あり）はい。ということでございますので、まあ、一応御了解ください。

高坂委員。

○高坂 進委員 はい。じゃあわかりました。

それじゃあ、20番。刷り上がったアンケートの回答用紙はどっから受け取ったのかということで、まあ、市役所か駐車場ということでしたけれども、結構大変な数なので、結構なかさになると思いますけれど、どういうふうに入って、どういうふうに取り取って、それをどこに持っていったのかというのはわかりますか。

○松井 努委員長 それもですね、先ほど佐藤委員のほうからの質問の中で、含めて全て証人のほうはきちんと覚えていないという回答でした。

○高坂 進委員 それは覚えてないと言ったが、どっちで、市役所か駐車場かどっちで受け取ったのかは特定できないというお話をしたんで、その受け取った物が、結構数からいうと大きなものだと思うんですが、それを受け取って、どれぐらいの物で、それをどういうふうに、何に積んでどこへ持っていったのかということについては答えられませんかと聞いているの。

○松井 努委員長 まあ、ちょっと角度を変えたような質問でございますが、証人答えられますか。

松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げたとおりでございます。それ以上の記憶はございませんので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 まあ、記憶にないと言っておりますので、ご了承ください。

○高坂 進委員 はい。記憶にないと。あの、大きさとかとか重さとか、そういうことも記憶にないということで、ということでもいいんですか。もう1度確認を。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 補助者に……。

○松井 努委員長 はい、暫時ちょっと休憩してください。とめてください時計を。

答えられますか、はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 ただいまの質問は主観が入っておりまして、誘導尋問のように受け取れますが、委員長のほうでですね、御配慮いただきたいなというふうに思います。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。

高坂委員に申し上げますけれども、やり取りした場所も定かではない、形状、重さ、それについてもきちんと覚えていないというように私は受け取れましたので、そこで御了解いただけますか。

○高坂 進委員 委員長のあれはわかりました。ただ、誘導尋問だというのは、何が誘導尋問なのか私にはよくわからない。ですけど誘導尋問だっていうふうに私は思いませんが、だからそういう点で言うと、例えば重さはどれぐらいなのかっていうことを聞いただけで、具体的なあれがなくたって、これぐらいの物だったよということぐらいはわかるのではないかなというふうなことで、私は聞いたんですけども、それについてもそういうことですか。

○松井 努委員長 そういうことで、御了解ください。じゃあ、再開いたします。
(笑い声)

高坂委員、もう時間が余り……。

○高坂 進委員 領収書を受け取った、小泉さんからということでしたけど、請求書も受け取ってない、それから納品書も受け取ってない、そういう中で、金額が幾らだよってというのは、誰から聞いて、それ聞いた後どれぐらいで支払いをしたんでしょうか。

○松井 努委員長 はい、証人。(時間終了の合図) 松永証人。その件だけ、最後答えてください。

○松永鉄兵証人 具体的な日付については詳細に覚えておりません。が、事務局に対してですね、起案をしておりますので、起案の前後にお支払をしたということは認識をしております。

○松井 努委員長 はい。次に、発言順位 5 番の無所属の会。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 それではですね、20 番の、その今、高坂委員が詰まっていたことについて、ちょっとチャレンジしてみたいと思うんですが、受け取った場

所と駐車場は、駐車場なのか市役所なのか覚えていない。どのような形状で受け取ったのか覚えていないと。で、小泉議員から直接受け取ったということなんです。納品の際にはほかに誰か、例えば運転手が来たとか、あるいは運ぶのを手伝ってくれた人がいたのか2人つきりだったのか、そのあたり教えてください。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 補助者に相談していいですか。

○松井 努委員長 はいどうぞ。時計をとめてください。

再開いたします。松永証人。

○松永鉄兵証人 まず委員長に1点だけ申し上げたいというふうに思います。

先ほどですね、質問の中で、チャレンジをしたいという発言がありましたが、いささか不適切な発言であろうかというふうに思います。あたかも私に疑惑があって、それを解明してみせるぞというような、チャレンジという表現は不適切であるというふうに思いますので、発言の訂正を求めたいというふうに思います。

○松井 努委員長 時計をとめてください。委員長といたしましても、今のチャレンジという言葉は取り消すべきではないかと思いますが、越川副委員長いかがでしょうか。

○越川雅史副委員長 まあ、質問が遮られていたので、角度を変えて聞きたいという意味で使いましたが、まあ、確かに不快な思いをさせたのであれば、角度を変えて質問するという事に訂正をさせていただくとともに、証人にお詫び申し上げたいと思います。

○松井 努委員長 訂正を許可いたします。

それでは、証人、お答えください。再開いたします。

○松永鉄兵証人 大変申し訳ありませんが、再度質問をしていただければというふうに思います。

○松井 努委員長 はい、もう1度すいません。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 はい。駐車場なのか市役所の建物なのか、中なのか受け取った場所がわからないということは理解をいたしました。また、どのような形状、重さなども、御記憶にないことも理解をいたしました。で、先ほどの発言の中で、小泉氏から直接受け取ったという話がありましたが、ほかに運転をしてきた人がいたとか、運ぶのを手伝ってくれた人がいたのか、あるいは2人きりだけの受け渡しだったのか、そのあたりの御記憶はございますでしょうか。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 やり取りは、私と小泉氏の2人で行いました。以上でございます。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 やり取り、今の話はわかりました。

それは1回で完了したのか、二、三回にわたったのか、覚えていらっしゃいますでしょうか。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 そういうことを含めて記憶していないというふうに、先ほど申し上げました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 それでは領収書の日付の件ですね。通告番号22番です。先ほどの話だと日にち、まず金額、21番に関連しますが、支払いの日にち、あるいは領収書を受け取った日付というのは覚えていないということで、ただし伝票を起票した前後だったのではないかというお話がありました。ここに領収書があるんですが、領収書には日付が入ってますが、領収書の日付というのは御記憶はございますか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 記憶にはありません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 支払いなんです、日にちを覚えてないということだったんですが、先ほど議会事務局からお金を引き出したという話があったと思います。現金で受け渡しをしたんだと思いますが、その場所はおわかりになりますか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 場所、もう1度質問をお願いしたいんですが、何の場所……。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 現金を支払った場所を覚えていれば教えてください。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 誰から誰への現金を支払った場所と言っているのでしょうか。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 はい、すいません。ではもう1度やり直しますね。通告の21番と22番です。松永証人がクアンに対して支払いをして領収書を受け取っています。詳しい日付は覚えていないということは理解いたしました。松永証人は小泉氏にどこで現金を支払ったのでしょうか。また、領収書を受け取った……

じゃあ、それでいきます。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げましたが、どこで、いつという詳細な日時、場所に関しては記憶をしてございません。が、小泉氏とは日々会う仲でありましたので、その何回かの中で、どっかのタイミングでお渡しをしたというふうに記憶しております。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 それでは、1ページの(13)番ですね。印刷金額、まあ単価はどのような交渉を経て決定したのかということ。先ほどのお話ですと、小泉議員から、このぐらいの金額でできるというお話があったわけですが、そこで確認させていただきますが、まあ、この枚数でやりたいと言ったら金額がすぐ提示されたのかということ。理解してよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げておりますが、何度か顔をあわせる中で、発注をするというながれになっておりますので、どのタイミングで私が打診をし、どのタイミングで返ってきたかというところについては把握をしておりますが、小泉氏からこの金額でできるというような提示をいただいて、それでじゃあお願いをするということをお答えをしました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 (14)ですね。クアンが休眠会社であることを知っていたかということ。10月9日の証人尋問に際して、小泉議員はクアンは休眠であったという旨の発言をされてますが、その日々やり取りする中でクアンは休眠なんだというようなお話は、ご存じなかったのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 存じ上げておりません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 (18)番ですね。アンケート回答用はがきの印刷をいつクアンに発注したのかということ。先ほど日付は覚えてないけど実施期間前に発注したということなんですが、まあ、実施期間前のどのぐらいの期間だったのかと、お答えになれますでしょうか。1カ月なのか1週間なのか、それで数カ月前なのか、発注はどのぐらい前にしたのか、日付特定できなくても結構ですので覚えてる限り教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 定かでない記憶の中でお答えするのは不適切だというふうに思いますので、回答を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 1 ページの 8 番ですね。クアンは自社で印刷を行っていないことについてご存じないということで、まあ、特に、先ほどのお話ですと自社で印刷、行っていようが行っていきが関心事項ではない旨の発言があったと思うんですが、通常こういうものは直発注、間にどこかが入るよりも直接印刷会社に発注したほうがよいというふうには考えられなかったのでしょうか。

○松井 努委員長 今の話は整理しますと、もともと三立工芸の存在は知らなかったと言っておりますので、自社でやっていたというふうに証人は思ってたんじゃないんでしょうか。だから直で受けたというふうに思っているんじゃないでしょうか、証人は。

そういうことですか、証人。それでよろしいですか、私の言い方で。

〔松永鉄兵証人、補助者に確認をとる〕

○松井 努委員長 はい、ちょっと時計とめてください。

はい、松永証人。再開します。

○松永鉄兵証人 ただいまの委員長の御質問に対してもお答えをしたいというふうに思いますが、クアンに対してお願いをしているわけで、それ以上クアンでやるか、外にクアンが発注するかというのは、私の関心事ではなかったもので、存じ上げてないというふうに先ほどお答えをしました。ただし、世の中の多くの印刷会社を見る限り、自社で輪転機を回してない会社というのは多くありますし、そういう存在もあるんだというふうには、そういう存在が世の中にあるということ自体は、私は存じ上げておりましたので、問題ないものとして認識をしております。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

〔越川雅史副委員長「今回、1 回目は結構です。」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。

次は発言順位 6 番の創生市川であります、通告がございませんので次に移ります。

次に、発言順位 7 番の民主・連合・社民。

石原委員。

○石原よしのり委員 それでは質問させていただきます。

まず、共通尋問の 10 番、あるいは、こちらの一覧で 21 番、この領収書の支払

いのタイミングの話です。先ほど松永証人は10番の共通尋問のところで、このクアンに対する支払いは誰にいつってという話ですけども、これは政務活動費を受領後に小泉さんに支払ったとおっしゃいました。政務活動費を受領ってということは、この支出伝票を出さなければいけないんですね。で、支出伝票を出したのが、このいただいている資料では、平成24年の10月1日起票になっている、ということは24年の10月ごろだったと思うんですね。で、領収書の日付というのは24年の4月の26日、半年ぐらい前ですね。これはどういうことなのかと、領収書ももらってそれを添付して、支出伝票を起案したというふうに私は思うんですけども、ここはどういう関係になっているのか、お答えいただけますか。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

ちょっと暫時休憩します。時計とめてください。

石原委員が言われているのは、支払いの日付と領収書の日付のその間の乖離の問題を言っているわけですね。通告をしているのは、どこで通告をしている形になるのでしょうか。番号で言うと……。

○石原よしのり委員 共通尋問の10番でよろしいんじゃないでしょうか。あるいは一覧の言えれば21番になるかと思えます。

○松井 努委員長 これを見ますと、21番は支払いはいつどこで誰に対して行ったのかについては、証人のほう何度も答えておまして、小泉議員のほうに直にお金を払ったということであって、その時期はいつであるかははっきり覚えていないというような回答であったと思うんですが、その日付の乖離については通告外かもしれませんが、松永証人、答えることができるならば答えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

再開いたします。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 あの、先ほども申し上げましたが、具体的な詳細の日付を把握しておりませんので、これ以上、起票との関係を含めてですね、お答えができないという状態であります。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 今お答えになったことに対して、聞いてるんですね。領収書は4月、そして支払いが10月になっています。本当はどっちなんだということなんですけれども、それとも領収書の日付と支払いの日付、大きく違っていいのでしょうか。

○松井 努委員長 それも記憶にないと言っているんですね。(松永鉄兵証人

「はい。」と呼ぶ) 記憶にないと言っている以上……。

○石原よしのり委員 あかね、いいですか。数日違っているとか何日だなんて特定しているんじゃないなくて、4月に領収書もらって、多分いるんでしょうね。それで支払ったのはその6カ月後の10月になってます。本当に今のお答えは正しいですかと、こういう質問ですね。これ、いつ払ったんですかというのの質問だと私は思っ……。

○松井 努委員長 えー、時計をとめてください。

ただ、前から何度もいろいろ注意事項の中でもお話ししているとおりですね、委員の皆さんがおっしゃるのも良くわかるんですが、証人あるいは参考人が記憶にないとか、そうだとか、定かじゃないというふうに言われている以上はですね、それ以上、全て明らかにするために、記憶を呼び戻してですね、全部答えなくてはいけないというふうには書いておりませんので、また、あるいは逆に、不利益になることについては答えたくないとか、答えなくてもいいとか、さまざまな、まあ、運営要領にも書いてありますので、委員長といたしましては、その辺のところ、証人が答えないと、答えられないというふうな認識をしたんですけれども、石原委員はそれで了解いただけないでしょうか。(発言する者あり)でも通告外と言っている以上は——あ、ちょっと再開いたします。

証人は今の私の話と石原委員が言っております中で、答えられるものであれば答えたほうがいいような気が私もしますが(松永鉄兵証人「補助者と相談させてください。」と呼ぶ)はい、じゃあ、時計をとめてください。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 石原委員がお聞きしたいのは、私が立てかえ払いを事務局との間でしたかどうか、というところなんだというふうに思います。これに関しては、政務活動費の事務上の話でありまして、通告外だというふうに思いますし、詳細をですね、お話することは、事務局にも及ぶ話でありますので、お答えは控えさせていただきますというふうに思います。

○石原よしのり委員 はい、わかりました。

○松井 努委員長 はい、石原委員。

○石原よしのり委員 はい、次の質問いきます。価格について、共通尋問13番、あるいは一覧の24番、この価格について、あるいは品質……。価格については満足されたのでしょうか。

○松井 努委員長 価格が正当であったかどうかということでよろしいでしょうか。

○石原よしのり委員 そうですね、この価格で先ほど見積書とかの連絡をせずに決めたということですけども、結局8万円ですね。これで松永証人は満足したということでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 その価格で満足かどうかはですね、主観の問題でありまして、何ともお答えのしようがないというのが正直なところでございます。

○石原よしのり委員 あの、主観を聞いているんです。というのは次の25番の質問行きますけれども、松永氏がクアンをその後アンケートで使わなかったのはなぜかという質問なんですけれども、あのね、単価を言いますと、クアンでやっていただいたときの単価が約23円くらいですよ、で、次に、松永さんがその年の後半に、そして翌年にやったときの別の印刷会社での印刷単価は38円くらい、1.5倍くらい高いですね。1.5倍以上ですか。これだと次のときに、クアンを頼まない理由が私よくわからないんですけれども、それで価格に満足して、このクアンを続けられるんじゃないかなと思ったんですけれども、そこで価格は妥当と思われたのか、そしてね、それがあっても続けられなかったのか、なぜ続けられなかったのかお答えください。

○松井 努委員長 証人、答えられますか。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 クアンを使い続けなければいけない理由はどこにもないというふうに思っております。ですので使わなかった理由も、使った理由も特にございませんということ（反訳不能）というところがございます。

○松井 努委員長 はい、石原委員。

○石原よしのり委員 そこで先ほどの価格の話聞いたんです。単価23円で印刷してくれたクアンをやめて、38円の次の印刷会社に半年後には頼んでいらっしゃるんで、価格についてどう決められて、どう満足したのかっていうのを聞いたんですけれども、そうじゃなかったら、今、どの印刷会社を選ぶか、それは自由かもしれないけれども、普通に考えたらお安いところからわざわざ高いところには変えないんじゃないかと思ったんですが、そのこのところの御理由を教えてください。

○松井 努委員長 ちょっと整理します。時計とめてください。

まあ、確かに通告ではですね、印刷金額の交渉をどういう形で交渉を経て決めたのかということではありますが、今対比するようにクアンと次の印刷会社との金額の云々についてはですね、ここで通告をしてるわけではありませんので、証

人がどうしても答えなきゃならないということはないような気がします、それでよろしいでしょうか。

石原委員。

○石原よしのり委員 だからこの価格決めのところに問題があるんじゃないかということですから、この価格は満足できる価格だったのでしょうかということで、それでなぜ変わったんだろうということがくるわけですから、そこはつながっていると思うんですけど、そして通告にもあると思うので、お答えいただければと思います。

○松井 努委員長 ただ特にありませんと先ほどから言っておりますので、それ以上ですね、主観的な問題や客観的ものを含めてですね、証人のほうでそう思ったと言っているものをですね、それ以上またどういうふうにするかと思われ下げていくことについて、まあ答えなくても答えられなくてもですね、まあ、やむを得ないのかなと思いますので、了解ください。

石原委員。

○石原よしのり委員 わかりました。それでは、じゃあ違う質問を。

○松井 努委員長 はい、再開いたします。

○石原よしのり委員 じゃあ、違う質問をさせていただきます。クアンという会社が、先ほど印刷していない会社だということを当時は知らなかったということだったんですけども、それでは、いつ、そういう会社、いや、印刷していない会社だということを知ったんでしょうか。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 通告においては、クアンが印刷をしていない会社と知っていたのかどうかというところの通告でありますので、通告外だというふうに思いますが、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○松井 努委員長 要するに石原委員、ちょっと時計とめてください。いつ知ったのかという質問ですね。先ほど来からの答えでは、印刷を行っていないことを知っていたかという何回かの質問については、知らないというふうに答えておりますので、前後の話から総合するとですね、まあ今回の百条も含めて、印刷をしていなかったというのは、この間の小泉証言で初めてですね、露見したのかなという気がいたしますので、まあ、この件につきましても、証人が答えられないとするならば、やむを得ないのかなと思いますので、できましたら次に進んでもらいたいんですが、よろしいですか。はい、再開いたします。

○石原よしのり委員 ありがとうございます。まあ、今後、先ほど言ったクアン

から次に変わった理由じゃないかと私は思っているんですけど、結構ですそれでは。それでは、そうですね、じゃあ、何、聞きましょう。では、私の質問の中から、じゃあ、ちょっと、先ほど受け渡しの件もあったので、受け渡しの件を聞かせていただきたいと思います。長はがきの印刷物の受け渡しというのは、ダンボール箱に入って、届けられるものだったのでしょうか。そこをお聞かせいただけますか。

○松井 努委員長 時計をとめてください。その件も再度先ほどから、場所あるいは重さ、いつ、全てのことにつきまして、いろんな委員の方からのほうから質問がありましたが、松永証人のほうからは、記憶にないあるいはよく覚えていない、定かじゃないというようなことでありましたので、それ以上の回答はないのかなという気がいたしますので、再度の尋問になってしまうと思いますので、御了解いただきたいと思います。よろしいですか。はい、再開します。

○石原よしのり委員 それでは、もう1つお聞きしましょう。先ほど長形はがきにするのは、松永さんが過去から知っていたやり方だとおっしゃいましたけれども、なぜ長形はがきがいいとお考えになったのでしょうか。私だったら、普通のはがきだったら、50円を出せるところをわざわざ80円になるやつを出さないと思うんで、ここちょっと教えてください。共通尋問の2番です。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 通告外ではあるというふうに思いますが、お答えをさせていただきますと、長形はがきはですね、まあそれだけ面積も広をございます。そういう意味で設問を載せるのに適切な媒体であったという判断の中で長形はがきを（時間終了の合図）使わせていただいたということでございます。

○松井 努委員長 次は、はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 すいません、たびたび。民訴法の115条の2の1、証人を侮辱し、または困惑させる質問は、禁止されていると思います。今回、委員の質問を聞いていますと、会社の単価を証人が資料を持っていないにもかかわらず比較して、なぜ使ったのか、あるいは先ほどのはがきの長形はがきは、80円、あの、普通のはがきは50円なのに80円だけれども、なぜそれを使ったのかというふうな詳細な事実のほうを質問しております。これらの質問というものは、その証人がやはり資料を持っていない、あるいは、こういった比較でやはりその印象をやはり高いものを使っているのではないかという印象を持たされるような質問であったと感じますので、ちょっと委員長のほうで、やはり、この民訴法の115条に留意した上で、進行のほうを改めてお願いしたいと思います。

○松井 努委員長 はい、三浦委員。

○三浦一成委員 今の民訴規則の話と思うんですが、115条の話が出ましたので、私も申し上げさせてもらいます。そもそも裁判には資料を持ち込むことができなく、記憶でもって証人は証言をすることが求められておりますので、今の鈴木委員のお話は、そもそものお話であると思います。ただ、個別具体的にやはり質問をしなければいけないのかなど、要は、証人に対してわかりやすく証言を求めるような、質問の方法はしなければいけないのかなというふうに私も考えておりますので、そこは委員の皆様にとっても、証言、わかりやすい尋問の仕方をする必要があるのかなという意見を私は今、申し上げさせていただきました。すいません。

○松井 努委員長 まあ、両委員のおっしゃることもごもつともでございますので、委員長といたしましても、その辺をきちんと留意をしてですね、進めているつもりではございますが、何せ初めてのことでありますし、そうかといって司法でもありませんので、まあ追求をしたり、あるいは邪推したりというようなこともなるべく控えるべきであるというふうにも考えております。でありますので、多少ですね、聞いている方からすると行き過ぎがあるかもしれないという部分もあるかもしれませんが、極力、その辺もきちんと留意して進めたいと思いますので、お2人とも御了解願いたいと思います。

それでは、大分証人もお疲れで、皆さんもお疲れでございましょうから、少し休憩をしたいと思いますので、3時まで暫時休憩したいと思います。

午後2時43分休憩

午後3時開議

○松井 努委員長 それでは再開します。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、三浦委員。

○三浦一成委員 再開に先立ちまして、一言ちょっとあの、申し上げたいんですけど、本日、補助者がお持ちになっているその机の端っこに置いてあるその板状の物は、パーソナルコンピューターですか。(松井 努委員長「補助者」と呼ぶ) 済みません。補助者、が持っている物は、パソコンなんでしょうか。このパソコンの持ち込みというのは、特別委員会において認められているものなのかまず、確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○松井 努委員長 補助者の方にお伺いたしますが、それは、何ですか。

○補助者 パソコンです。

○松井 努委員長 パソコンですか。何かお使いになりたい、趣旨はありますか。

○補助者 条文を……。

○松井 努委員長 条文のどこですか。三浦委員とすれば、今、パソコンで条文その他についてということを含めて参考にしたいということで持ち込みのようではありますが、いうことらしいですがどうですか。

○三浦一成委員 これはまずその本市のですね条例ないし規則に照らし合わせて、パーソナルコンピューター及び電子機器の持込が特別委員会において認められているのかどうかをまず確認をさせていただきたく思います。私は、条例の参照のために六法を持ち込んでおります。書籍として持ち込んでおりますので、その確認をまずさせていただければと思います。

○松井 努委員長 事務局のほう、どうでしょうか。委員会のほうで諮ってよろしいですか。それとも事務局のほうで何か内規ありますか。

〔委員長、事務局と協議〕

○松井 努委員長 それでは、慎重を期するべきこととございますので、私の一任というわけにはいきませんで、再開いたします。ただいまの三浦委員の発言につきまして、補助者のほうでパソコンをお持ちのようでございますが、その件について委員の皆さんの御意見を伺います。

今現在はですね、常任委員会と決算委員会においては、持ち込みが可であるというふうな形で市川市としては、やっているそうです。ということでございます。委員の方の御意見を伺います。

はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 常任委員会と決算委員会は、パソコンの持ち込みを可。ただし、先に委員長に申請をして、持込の許可を得るという前提のもとに許可をしていると思っています。ただ、その扱いがこの特別委員会も同じで捉えるかどうかに関しては、皆さんにお諮りしたほうがいいかと思えます。以上です。

○松井 努委員長 ほかに御意見ありますかでしょうか。

はい、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 事前に持ち込むことを申請してですね、それを委員長から許可をいただければ、よろしいんじゃないかと私は考えます。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 事後承認にはなると思えますが、補助者がやはり法律の知識を

正しく証人に知らせるためにも必要であると思います。仮に補助者が正しい情報を伝えられないというふうになると、証人が証言を拒絶するに十分たる理由になる可能性があり得ると思いますので、今回に至って、条例を参照するというところで、使用許可を認めてよいのではないかと思います。

○松井 努委員長 ほかにはございませんか。——ないようでございますので、今、皆さんから御意見が出ました。それでは事後承諾ではございますが、委員長といたしましては、他の委員の皆様から異議がなければ、事後承諾ではありますが、今回に限っては、まあ、滅多にあることでもございませぬので認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは三浦委員、そういったことで一応、御了解ください。今回は、認めさせていただきます。

それでは、続行いたします。

次は、次は発言順位 8 番の公明党、9 番の創生市川、10 番の公明党、11 番の清風会ではありますが、通告がございませぬので、次に移ります。

発言順位 12 番の自由民主党、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、また質問をさせていただきます。一応大体のことは、これで明確にわかりましたけど、また、記憶の中でですね、お答えいただきたいことを二、三質問いたします。で、一応ですね、そのでき上がった印刷物の受け取りをですね、小泉文人議員から直接 2 人で受領したということがありました。(発言する者あり) 梱包されたものだと思いますけど、その宛先がですね、小泉さん宛の梱包物だったのかそれとも松永先生、松永議員の梱包物だったのかその辺、教えてください。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 受け渡しはさっきから聞いているとおりでございますけど、今、宛名ですか、梱包された(佐藤ゆきのり委員「松永さん宛になつたのか、小泉さん宛になつたのか、もし覚えておられれば、記憶をたどってお答えいただければと思います」と呼ぶ) 答えることができますか、松永証人。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 まずですね、今回の通告の範囲内ですと、複数回やっております、私の記憶は定かでないところがあります。どのときにどういう梱包であったのかと、そこの記憶が曖昧のままお答えするのは、適切でないというふうに思ひまして、回答を控えさせていただきます。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それではですね、次に(20)番、その受領したときのことでですね、印刷物の出来の確認はされたのかどうか、検収をされたのかどうか、今1度確認のため、記憶があれば、どういったできばえだったのかですね、覚えておられたら御回答をお願いします。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 あの、どういったできばえかというのはですね、主観が入りますもんですから、なかなかお答えにくいんですが、アンケートを実施するに当たって、足りるものであったということは事実であります。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 その場で検収されたと、確認されたと、納得できたということよろしいですね。

○松井 努委員長 再度、松永証人。

○松永鉄兵証人 まあ、その、場ってというか受け取りましたので、その場であったか、その後であったかは、記憶が定かではございませんが、確認はしております。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 その、受け取りに関してですが、それは、一括で発注されたもので一括で受領されたのかどうか覚えておりますでしょうか。

○松井 努委員長 佐藤委員に申し上げますが、何度もそれに関することは——ちょっと時計をとめてください。質問があるようでございますが、大体全てにおいて、定かではないし、はっきりと覚えてはいない、記憶にないというふうなことでございますので、御了解願いたいと思います。

再開してください。はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 まあ、受領された場所がですね、市役所か市役所の駐車場とうことでしたので、はっきり覚えてないということでしたので、その範囲であれば思い出すかなということで、質問しております。ですから、印刷物の出来の確認、あるいは、その検収の仕方、梱包の宛先、そういったものがもしわかっていればですね、ぜひお答えいただきたいと思ったんですけれども、まあ、それも定かでなければ結構でございます。

それではですね、次。新しく一覧の(16)番、クアンが確定申告をしていないことを知っていたかどうかをお答えいただきたいと思います。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 存じ上げておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それではですね、(17)番、クアンが法人住民税を申告納付していないことを知っていたかどうかあわせてお答えいただきたいと思います。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 存じ上げておりません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それではですね、以上で終わりにします。

○松井 努委員長 はい、わかりました。次に発言順位 13 番の日本共産党。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 (13)番の、印刷金額はどういうふうにして決定したのか。どういう交渉で、どういう根拠でこういうふうになったのかについて。

○松井 努委員長 これも先ほど来、何度も同じような質問が出ているような気がしますが、私の記憶では、話し合いをする中で、■■■■■の中で、小泉氏と(発言する者あり)失礼、間違えました。日々の話し合いの中で、■■■■■は、取り消してください。ごめんなさい。一応、ということで、私は聞き及びましたが、松永証人いかがでしょうか。

はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 ちょっと■■■■■というのは、委員長大変申し訳ないのですが、議事録に残りますと、訂正をしていただきたいというふうに思います。まあ、先ほども申し上げておりますが、再度のお答えになりますが、小泉議員と日々顔をあわせる中で、このくらいの金額でできるよということを回答いただいて、それに対してその場であったか、その後であったかはわかりませんが、ではそれでお願いますというようなことは、お答えをしております。

○松井 努委員長 ということで、私の今の■■■の所につきましては、済みませんが削除してください。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 わかりました。■■■■■で、削除(笑い声)あ、はい、わかりました。そういう中で、順序がちょっと逆になるかもしれませんが、アンケートを次に使わなかったというふうになっているんですが、それはアンケートその金額なんかでいくと一番、その後使ったもの物よりももっと安くなっているんですが、それは何でなのか、24番、25番、あわせていいでしょうか。

○松井 努委員長 それは、先ほどの石原委員の中で、同じようなことで何度も

ございましたが、特にありませんとかいうふうなことでございまして、これ以上、その反復ということになりますので、変えてください。はい。

○高坂 進委員 じゃあ、別の言い方で聞きます。24番で、満足しなかったから、多分、追加が変わったんだろうと思いますけど、満足しなかった理由というのは、どういうことだったんでしょう。(笑い声)

○松井 努委員長 ちょっと、待ってください。ちょっと時計とめてください。満足したとかしないとかいうふうには証人は答えてないと思うんですよね。ですからもう1度、ちょっともし、聞くのであるならば、ちょっと聞き方を変えていただきたいと思うんですが。満足をしたとかしないとかいうんじゃないんですね、ここに使わなくていいっていう理由もないけれども、使い続けても別構わない訳だし、特別な理由はないというふうな答えだった気がしますけれども、それでは、だめですか。再開いたします。

高坂委員。

○高坂 進委員 そういうことならそれでいいんですけど、ただ、その後使ってるのが、これよりも、一番最初使ったよりも、高い単価が相当高くなってる、のでということで私は聞いた。そういうことで聞いてるんですけども。

○松井 努委員長 それも先ほど終わった質問になりますので、済みませんが変えてください。

〔「同じことばかり注意されて、直ってないですよ」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、それでは質問を変えてください。

〔「ないんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○高坂 進委員 はい、わかりました。

クアンの印刷の品質に満足できなかったという、そういうことがあったのかどうなのか。このことはどうでしょう。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 それにつきましても、ちょっと時計とめてください。何度も申し上げますが、その辺については証人は満足したともしないとも、そういったことには答えてもおりませんし、特にありませんとかいうふうなことで総括しておりますので、それ以上は答えようがないと思いますので御理解いただきたいと思います。

再開いたします。

証人、何度も再度言うておりますので、同じことかもしれませんが再度、最後答えてください。答えられればお願いいたします。

松永証人。

○松永鉄兵証人 品質にですね、満足したかどうかというのは、私の意見ですし主観を求める質問であるというふうに思います。まあそういう意味で、質問としてはですね、不適切だというふうに思いますので、お答えを控えさせていただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 はい。高坂委員。

○高坂 進委員 わかりました。主観だと言えば注文するのは主観でしたということになるんだろうと思います。それを主観だと言われると、まあ困ったなというふうに思います。高い低いも多分主観になるというふうなことで、そうすると質問できないということになるんだろうというふうに思います。じゃあ、これでいいです。

○松井 努委員長 次に発言順位14番の無所属の会。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 1 ページ目の(3)をお願いします。

長形はがきを使用することは誰のアイデアかということで、私が以前からやり方を知っていたというお話があったと思うんですが、松永証人はなぜそのやり方をご存じだったのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 この世界に身を置いてますと、長形はがきを使った議会報告であるとか、アンケートを実施している方というのがほかにもいるということ、存在を知っておりましたので、そういう使い方ができるんだということ把握していたということでもあります。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 それでは(7)に移ります。

他の議員が取締役ということはご存じなかったというお話ではあったんですが、関係が深いという会社に政務調査費を使って発注をすることに対して、ためらいはなかったのかということは何いたいと思いますが。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 私自身、当時は小泉議員に対してですね、信頼を置いておりましたし、ちょっと今語弊がありますね、すいません。当時はという言い方はよくなかった。すいません。申し訳ないですけども、小泉議員を信じておりましたし、小泉議員を信頼しておりましたので、特に疑問は感じなかったということでもあります。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 まああの、地方自治法のあるところ、条文番号わかんなくて92条2項あたりのところで、何ていうんですかね、議員が取締役を務める会社に対して、まあ地方公共団体が何か発注をする、そういう議員が取締役を務める会社が請負をするなどということは、まあ、議員の資格停止に即つながらるわけですから、信頼していたとしても、確認をそのあたり役員かどうか、代表権あるかどうかとか、確認されなかったということなんですけど、その点も含めて信頼していたということなのではないでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほどもお答えさせていただきましたが、そこまで考えが及ばなかったということでございます。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 2ページですね、(22)番、クアンの領収書について再質疑をさせていただきます。再尋問させていただきます。先ほど、領収書をいつ受け取ったかは、余り定かには覚えていないというお話は理解をいたしました。そこで、また記憶があるかどうか伺いたいんですが、この領収書というのは、はい、というような形で書かれたものが渡されたのか、あるいは、今領収書渡すからということで、その場で書いたものを渡されたのか、記憶はございますでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 特に記憶はございません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 わかりました。この但し書きにはアンケート用紙3,500部、両面印刷、単色刷りという言葉が書かれていますが、政務調査費の領収書ということで、摘要欄、但し書き、このように記載してくださいとお願いをされたのか、あるいは先方において、まあ頼んでもなく書き込まれていたのか、御記憶はございますでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 通告外だというふうに思いますので、委員長においてお取り計らいをいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 越川副委員長いかがでしょうか。通告外というふうに言われております。

○越川雅史副委員長 そうですね、どのように発注したのかとか、まあいろいろな中でですね、この点を伺うということは、必ずしも調査範囲を逸脱するもので

もなければ通告の範囲を超えるものではないと私は理解をいたします。例えば(5)番では、見積書なり納品書なり請求書は受領したのかと、こういうときにはそれはどういう記載内容だったのかというような話しにも及ぶかと思えますし、22番は誰からいつどのように領収書を受け取ったのかということの、どのようにという部分にもかかってくるのではないかと思います。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 越川議員が質問されている内容に関しては、事務局とですね、どのようなやり取りをしてるのかという質問だと思いますので、質問内容が違ければ個別具体的に正していただければなというふうに思います。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 個別具体的に同じことを申し上げますが、この領収書にはですね、但し書きにアンケート用紙3,500部両面印刷単色刷りと書かれていますと、これは領収書を受け取るに当たって、このように書いてくださいとお願いをしたのか、あるいはそのようなお願いはしていないけど、先方が書いてきたものか、御記憶があればお答えください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 補助者に……

○松井 努委員長 はいどうぞ。時計をとめてください。

[松永鉄兵証人、補助者に相談]

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 その場で書いたのか、指摘を受けてですね、事務局に指摘を受けて書いたのかどうかということに関しては、記憶にございません。それから、事前にそこまで書いてきたのかどうかということもですね、記憶にございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 事務局の話ではないということだけは、証人に申し上げたいと思いますが、まあ、記憶にないということで理解をするようにいたします。

それでは、この領収書の宛名について伺います。この領収書には緑風会と書かれています。領収書の宛名については、緑風会と書いてくださいとお願いをされたのか、先方が緑風会と——先方というのは小泉氏になりますが、小泉氏が緑風会と書いてきたのか、この宛名はどのようにして書かれたのか教えてください。

○松井 努委員長 はい、松永証人。

○松永鉄兵証人 政務活動費の領収書に関しては、当時ですけども、この案件だ

けではなくてですね、ほかの案件もございます。そういう意味で、宛名を最初から書いてきたのかどうなのかというところは記憶にございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 わかりました。じゃああの、常に領収書をもらう、受領する際に、宛名を気をつけるといいますか、このような宛名にしてくださいとか、まあ、業者から聞かれる場合もあると思うんですが、宛名いかがいたしましたでしょうか、そのようなやり取りは、日々会話する中でなかったのでしょうか。小泉氏と日々会話する中で、領収書の宛名どうでしょうかというようなやり取りはなかったのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 今ではですね、政務活動費に関して個別外部監査等を受けてですね、いろいろ指摘をされていますので、そういうことを気をつけなければならぬということは存じ上げておりますが、当時そこまでの意識を持って政務活動費の領収書のやり取りをしていたかと言うと、そうではないので、それを書いてきてくれたものかどうかというのが記憶が定かでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 はい。

〔越川雅史副委員長「結構です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 よろしいですか。はい。

次に、発言順位15番の維新の党・花の会。

はい、三浦委員。

○三浦一成委員 それでは質問させていただきます。通告にあります、(1)番ですね。先ほど松永証人がお答えした内容から、再度質問させていただきたいと思うんですけども、松永証人のお話だと、私と小泉氏の日々の関係の中で、関係のある会社を利用できないかと、松永証人から小泉氏に対して打診をしたということなんですが、これを打診した理由というのは何かあったのでしょうか。価格の話であるとかデザインの話しであるとか、関係のある会社を利用することでの松永証人のメリットというものは何だったのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 当然ながら、当時小泉議員の信頼の中でですね、経験のあるところであれば、確実に依頼したものが上がってくるだろうという中で、小泉氏を

信用し依頼をしたということでありませう。

○松井 努委員長 はい、三浦委員。

○三浦一成委員 はい。では続いて6番の質問に移ります。経験のあるところということなんですけども、このクアンという会社はイベント全般を請け負っている会社ということ松永証人はご存じだったかと先ほど(松井 努委員長「共通じゃなくて」と呼ぶ)共通尋問の中ですね、共通尋問の中でイベント全般を請け負っている会社と……。

○松井 努委員長 それはちょっと待ってください。共通尋問は私がしましたので、こちらの一覧表のほうで、はい。(「10」と呼ぶ者あり)10番じゃないですか。

○三浦一成委員 10番ではどのような事業を行っている会社と認識をしていたのかという問いに対して、イベント全般を請け負っているということ何か知っていたということ先ほど教えていただいたかと思うんですが、このイベント全般を請け負っている会社に経験があるというふうに解釈した理由も教えてくださいませんか。基本的には印刷業務というのを請け負っているというのは、知っていなかったということになるのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 私の認識ではですね、イベント全般を請け負っているということで、イベントの周知集客等も含めてですね、実施をしているということは、当然ながら印刷物を発行してそれを流布しているということ認識しておりますので、じゃあ問題ないなあというふうに考えさせていただきました。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 続いて質問させていただきます。先ほどの尋問の中で、見積書一式等を見たことがなかったというような趣旨の証言があったかと思えますけども、見積書であったりとか、あるいは納品書というものがなかったことに対して、何の疑問も持たれなかったんでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 疑問に思うかどうかというのはですね、意見だというふうに思いますので、お答えをすることは適切ではないというふうに思いますが、そのときに存在をしていないというのが事実でございます。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 あくまでも公金を使つての取り引きになるかと思つたので、実際頼んだ枚数が幾ら幾ら、そしてかかった金額が幾ら幾らというものは、社会通念上に照らしても、これは確認をしておくべき必要があるだろうと私は考えて

いましたけれども、まあ、あくまで主観の違いということで解釈します。で、ここに対してなんですけども、ちなみに現金でこれはお支払いを小泉氏にされているということで、このアンケート用はがきですね、アンケート用はがきの支払い方法というものは、現金で小泉氏に渡しているという認識でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 はい。そのような認識で問題ございません。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 そうしますと、小泉氏はこのクアンと関係が深いという認識のみを松永証人は持たれていたかと思いますが、その方に対してお金を渡すということにためらいというものは全くなかったのでしょうか。要はクアンという会社の、まあ、社員ではないと思っていたという発言が先ほどありましたから、その方に対して商品の代金を渡す、幾ら信頼関係があっても渡すというものは、ちょっと私は抵抗があるんですけども、そこに対しては何も思うところはなかったのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人、

○松永鉄兵証人 私が先ほど申し上げたのは、社員であったかどうか、株主であったかどうかは知らなかったということを申し上げたまでであります。

○松井 努委員長 はい、三浦委員。

○三浦一成委員 発注先は有限会社クアンという会社でございまして、制作に関してもクアンがされているものという認識を持たれてる上での金銭の授受であったと思いますけれども、それに対しても、社員かどうか分からない、そして取締役かどうか分からない、どういう関係かどうか分からない人にお金を払いということに対して、何のためらいもなかったということでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 委員長においてお取り図りをいただきたいと思うんですが、私の主観、意見を求めるような質問でありますので、答えられないということで、お取り計らいをいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 時計をとめてください。三浦委員が尋問されているのは、信頼に耐え得るかどうか、信頼していたかどうかということを経人に聞きたいわけですね。

〔三浦委員発言〕

○松井 努委員長 ということは、信頼をしていたかどうかという1点でよろしいですか。

再開いたします。

そういうことで、お金を払うことについてですね、小泉議員に払うことについての信頼感を含めてその辺はどうだったかということについて、証人答えられますか。

松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほど来から申し上げているように、小泉議員に対して全幅の信頼を置いておりましたので、そのような行為に至ったわけであります。まあ、あの、今考えますと信頼し過ぎた部分もあったのかなというふうには思います。もうちょっと慎重に事を成すべきだったというふうには思いますが、当時は全幅の信頼を置いていたということで、手続も軽率であったのかなというふうに思います。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 それでは続けて質問させていただきます。今まで支払い方法について等も教えていただいたんですけども、受け渡しについて、先ほど記憶がないということだったんですけども、小泉議員から商品を受け渡したということのみは覚えていらっしゃるということなので、ここについて伺わせていただきます。要は、これもまた重ねて同じような質問になってしまうんですけども、クアンとの関係性がどういうものなのかわからない。その方から商品を受け取ったということについて、こちらは何も思わなかったんでしょうか。

○松井 努委員長 ん、ちょっと時計とめてください。もう1度整理しますけども、小泉議員から受け取ったことについて、何ら不安感とかそういうものはなかったのかと。

〔三浦一成委員発言〕

○松井 努委員長 再開いたします。時計を戻してください。いうことでございます。証人答えられますか。松永証人。

○松永鉄兵証人 何をお答えすればいいのかがですね、明確に伺えませんので、委員長のほうでお取り計らいをお願いしたいと思います。

○松井 努委員長 もう1度整理しますと、クアンあるいは小泉さんに対して、信頼をしていたのかどうかってことでよろしいですか。はい、時計をちょっととめてください。そういうことでよろしいんですか。

〔三浦一成委員「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それは先ほど来から小泉議員、小泉さんに対して全幅の信頼を置いていたというふうに何度も証人が答えておりますので、それで御了解いた

だけますか。(三浦一成委員発言)そういうことですね、はい。再開します。戻してください。

三浦委員。

○三浦一成委員 では最後の質問をさせていただきます。これも先ほどの証言の中からありましたけれども、印刷をする記載の事項ですね、そういったものを全て小泉氏に対してお伝えをしたということだったんですけども、はがきができ上がってどういったデザインになるのかの確認というものは——中間の確認ですね——というものは、イメージ案としてこういうものになりますよっていうものの確認はされていないのでしょうか。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げましたが、小泉氏に発注する際に、レイアウトそれから設問については、私のほうからお伝えをしてあります。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 そちらは先ほども伺っているんですけども、例えばパソコンで印刷のデザインをイメージをつくる際に、誤字になってしまったり、当初を意図しているようなデザインではない場合も考えられますので、そのレイアウトの確認はされたのかどうかという質問でございます。お答え願います。

○松井 努委員長 松永証人。

○松永鉄兵証人 先ほども申し上げたとおりでございます。途中で印刷のデータが送られてきてそれを確認したのか、等々のやりとりはしておりません。

○松井 努委員長 三浦委員。

〔三浦一成委員「終わります」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 以上で、松永鉄兵証人に対する尋問は終了しました。

松永鉄兵証人には、長時間ありがとうございました。退室いただいて結構でございます。御苦労さまでした。

〔松永鉄兵証人、補助者 退室〕

○松井 努委員長 次に、前回の委員会で議決した、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてであります。

まず、11月9日までに、三立工芸株式会社及び小泉文人議員より提出された記録を配付いたさせます。

〔提出記録配付〕

○松井 努委員長 まず、三立工芸株式会社に対して求めた記録のうち、平成 24 年度及び 25 年度におけるアンケート調査に際し、アンケート用紙を印刷した三立工芸株式会社が発行した納品書及び領収書の控えについては、11 月 9 日に当該記録写しの提出を受けましたので、お手元に配付をさせていただきました。

なお、平成24年度及び25年度における 7 件分のアンケート回答用はがきの現物またはサンプルについては、コンプライアンス上の問題もあり、納品手続が終了した時点で廃棄しているとのことであります。

次に、小泉文人議員に対して求めた記録のうち、有限会社クアンの平成 22 年度決算報告書及び法人市民税納税証明書。

平成 23 年度、24 年度及び 25 年度におけるアンケートのうち、2 回分の調査報告書のデータを記録したメディアについては、11 月 9 日に当該記録写しの提出を受けましたので、お手元に配付をさせていただきました。

また、調査報告書のデータを記録したメディアについては、DVD で提出されましたので、データを打ち出したものを配付いたしております。

なお、有限会社クアンの平成24年度及び平成25年度における領収書については、「現存せず、提出できない」とのことです。

記録の提出状況については、以上のとおりであります。

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

次回の開催は、あす11月13日金曜日の、午前10時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

○松井 努委員長 以上で、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会します。

午後 3 時42分散会